

長野市 人権政策推進基本方針

すべての人の人権が尊重される社会をめざして

平成25年2月策定



長野市

はじめに



「人権の世紀」といわれる21世紀を迎え、人権尊重、人権確立の機運が急速に高まっています。世界平和の実現と人権尊重社会の形成は、全世界の最重要課題です。

全国的に少子高齢化が進行し、長引く経済の停滞、国際化、情報化の進展等に伴って社会経済の構造が大きく変わりつつある中、長野市においても様々な分野で市民の生活にかかわる数多くの課題が生じています。

また、同和問題をはじめとする差別、いじめ、虐待、性犯罪など「人間の尊厳」が侵害される事件が発生しており、更にはインターネットによる人権侵害、福島第一原子力発電所の事故に伴う偏見や差別など、新たな人権問題も生じています。

このような中、社会情勢の変化に適切に対応した人権政策を推進するため、平成22年10月、「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会」に諮問を行い、平成24年3月、答申をいただきました。この答申を踏まえ、このたび「長野市人権政策推進基本方針」を策定いたしました。

今後、この基本方針を基に、全ての施策を人権尊重の視点で見直し、市を挙げて人権が尊重され、心豊かな生活を送ることができる明るく住みよい社会の実現に向けて取り組んでまいります。

また、市民の皆様におかれましては、家庭・地域、学校、企業などそれぞれのお立場で、自らの課題として率先して取り組んでいただきますよう心よりお願い申し上げます。

結びに、本基本方針の策定にあたり、熱心にご審議を重ねていただきました審議会委員の皆様をはじめ、課題や思いを語っていただきました当事者及び人権関係団体の皆様や、貴重なご意見をお寄せいただいた多くの市民の皆様に心より厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

長野市長 鷲澤 正一



第1章 基本方針の目的

- 1 基本方針策定の趣旨…………… 1
- 2 基本方針の位置付け…………… 2

第2章 基本方針策定の背景

- 1 世界の動向…………… 3
- 2 国内の動向…………… 3
- 3 長野県の動向…………… 4
- 4 長野市の取組…………… 4

第3章 人権政策の基本理念

- 1 人権の概念…………… 6
- 2 人権政策の基本理念…………… 6

第4章 人権施策の方向性

- 1 基本姿勢…………… 7
- 2 人権教育・啓発…………… 7
- 3 人権相談・支援…………… 10

第5章 各人権課題に対する施策の方向性

- 1 同和問題…………… 11
- 2 女性…………… 12
- 3 子ども…………… 13
- 4 高齢者…………… 15
- 5 障害者…………… 16
- 6 外国人…………… 18
- 7 HIV感染者・ハンセン病患者等…………… 19
- 8 犯罪被害者等…………… 20
- 9 様々な人権に関する問題…………… 21
- 10 インターネットによる人権侵害…………… 23

第6章 推進体制

- 1 推進体制と役割…………… 24
- 2 評価体制…………… 24

付属資料

1	用語解説	25
2	「長野市人権政策推進基本方針」策定の経緯	27
3	「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会」答申（平成24年3月）	28
4	「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会」委員名簿	57
5	人権を尊び差別のない明るい長野市を築く条例	58
6	世界人権宣言	59
7	日本国憲法（抄）	63
8	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	66
9	わが国が締結している主な人権関係条約等	68
10	人権関係の主な国内法	70

第1章 基本方針の目的

1 基本方針策定の趣旨

本市では、昭和42年「長野市部落解放審議会条例」を施行し、また昭和51年には部落解放都市宣言を行い、同和問題を中心に様々な人権課題の解決に取り組んできました。

平成6年の国連総会において、平成7年から平成16年までの10年を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、平成9年に国が、平成11年に県が、それぞれ行動計画を策定しました。本市でも平成13年1月、「人権教育のための国連10年長野市行動計画」を策定し、様々な施策について人権尊重の視点から見直しに努めてきました。

平成12年12月、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、平成14年3月には国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。時同じく、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地对財特法」という。）が失効し、昭和44年度から33年間にわたって続けられてきた特別対策の手法による同和対策事業は終了することとなり、以降は一般対策で取り組むことになりました。

こうした変遷を受け、本市においては、従来の同和教育の取組を拡充し、名称も人権同和教育として、同和問題を重要な柱に、差別意識の解消を目指して取り組んできました。

しかし、少子化、高齢化の急速な進行、人口の減少など将来への明るい展望が見いだしにくい状況の中で、同和問題をはじめとする差別、虐待、いじめ、性犯罪など「人間の尊厳」が侵害される事件が発生しています。また、長期的な経済の停滞に伴う様々な格差の拡大、個人尊重意識の高まりや国際化、情報化などに伴う新たな人権課題の出現、福島第一原子力発電所の事故による人権侵害や風評被害など、人権問題はますます多様化、複雑化し、差別意識の問題だけでは捉えられない人権課題も増えています。

人権問題は、「人間の尊厳」が侵害されている状態であり、それぞれの当事者にとって深刻かつ重大な問題です。人権の世紀といわれる21世紀を迎え、世界各国が人権尊重社会の実現に向け、あらゆる人権問題に総合的に取組を進めている今日、本市においても、同和問題の取組の中で積み上げられてきた成果を生かしながら、すべての人の基本的人権を尊重していくための取組として施策を再構築する必要が生じています。

このため、平成24年度を初年度とする第四次長野市総合計画後期基本計画では、あらゆる分野の人権を尊重する意識の向上を図るとともに、人権尊重社会の実現に向け時代に対応した総合的な取組を推進することとしています。

このような状況の中で、平成24年3月「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会」から、社会情勢の変化に適切に対応し、市民と一体となって様々な人権課題の解決に取り組むための基本方針策定について答申をいただきました。この答申を基に、市民の皆様のご意見をお聴きしながら、今後の本市が進める人権政策の指針として「長野市人権政策推進基本方針」を策定しました。

2 基本方針の位置付け

この基本方針は、本市における人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものです。

また、第四次長野市総合計画後期基本計画における人権に関わる施策を推進するための基本方針と位置付けるものです。

この基本方針に基づき、同和問題をはじめ様々な人権課題の解決に向けて、市民と一体となって施策を推進していきます。

市民の皆様には、人権問題を自らの課題と受け止め、家庭・地域、学校、企業・職場等それぞれの立場で、人権が尊重され差別のない明るい長野市の実現に向けて主体的かつ積極的に取り組まれるようお願いするものです。



第2章 基本方針策定の背景

1 世界の動向

人権は、中世ヨーロッパにおいて、厳格な身分制度に縛られ、君主の圧制に苦しめられていた人民が、自由獲得の戦いの中で獲得してきた権利であるといわれています。また、人類の歴史は、人間の尊厳を守るための歴史とも言われています。

20世紀に入ると、二度にわたり世界を巻き込む大戦が起こり、人類社会に大きな惨禍をもたらしました。この反省に立って、昭和23年12月の国連総会で、すべての人民とすべての国が達成すべき基本的人権についての宣言である「世界人権宣言」が採択されました。

その後、国連では、「世界人権宣言」の理念を実効あるものとするため、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利条約」など人権に関わる様々な条約が採択されました。また、「国際人権年」、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」などの国際年が定められ、その普及と協調行動への提唱が行われてきました。今日では、「平和のないところに人権は存在し得ず、人権のないところに平和は存在し得ない」という理念は、世界人類の共通認識となっています。

しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も依然として地域間紛争や貧困、難民の問題など、世界各地で深刻な問題が続いています。

平成6年、国連は、「国連をはじめとした国際社会はもとより、国際地域社会、各国、さらには各地方レベルにおいて創意工夫を凝らした人権教育に取り組むことによって世界中に人権文化を構築し、すべての人々の人権が尊重される平和な世界を創造していく」ことを目的に、平成7年からの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、「人権教育のための国連10年行動計画」で、「人権という普遍的文化」を構築するための取組を示しました。

更に、「人権教育のための国連10年」の終了を受けて、平成16年の国連人権委員会において、「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連10年フォローアップ決議」が採択されました。

2 国内の動向

国内においては、昭和22年、基本的人権の享有と法の下での平等をうたう日本国憲法が施行されました。第二次世界大戦から11年後の昭和31年、日本は80番目の加盟国として国連に加盟し、「国際人権規約」をはじめ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」など国連の人権に関する諸条約を批准し、国際社会とともに人権確立のための取組を進めてきました。

また、わが国固有の人権問題である同和問題は、昭和40年の同和对策審議会答申に基づき、「同和对策事業特別措置法」が施行された昭和44年から「地対財特法」が失効した平成14年3月まで、33年間にわたり特別対策として取組が進められました。

平成7年12月、閣議決定により内閣に「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、平成9年には、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定するとともに、人権擁護に関する施策の推進を国の責務と定めた「人権擁護施策推進法」を施行しました。

平成12年、人権教育・啓発の推進に係る国、地方公共団体及び国民の責任と、必要な措置を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が議員立法により成立しました。また、この法律に基づき平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、国の人権教育・啓発の指針が示されました。

現在、国では、主な人権課題として次の13項目を掲げ、様々な取組を進めています。

- (1) 女性
- (2) 子ども
- (3) 高齢者
- (4) 障害者
- (5) 同和問題
- (6) アイヌの人々
- (7) 外国人
- (8) HIV感染者・ハンセン病患者等
- (9) 刑を終えて出所した人
- (10) 犯罪被害者等
- (11) インターネットによる人権侵害
- (12) 北朝鮮当局による拉致問題
- (14) その他

3 長野県の動向

長野県では、平成11年3月、人権を尊重し差別のない明るい長野県づくりを目指して「人権教育のための国連10年長野県行動計画」を策定しました。

平成15年4月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定を受けて、「長野県人権教育・啓発推進指針」を策定しました。また、平成20年度からの「長野県中期総合計画」でも、「人権が尊重される社会づくり」を主要施策に位置付け、各種の取組を行っています。

平成19年7月に「長野県人権政策審議会条例」を制定し、同年9月「長野県人権政策審議会」を設置しました。平成21年3月、審議会から答申を受け、平成22年2月、県が進める人権政策の基本的な考え方や方向性を示す「長野県人権政策推進基本方針」を策定しました。

4 長野市の取組

本市では、同和問題の解決を重大な市民の課題と受け止め、昭和51年、「部落解放都市宣言」を行いました。また、長野オリンピック冬季競技大会の開催を控えた平成8年7月、国際都市として飛躍する本市にとって人権意識の高揚は重要な課題であるとの認識の下、「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く条例」を施行しました。

平成12年4月、市長を本部長とする「長野市人権教育のための国連10年推進本部」を設置、平成13年1月に「人権教育のための国連10年長野市行動計画」を策定し、様々な人権課題への取組を進めてきました。

「地対財特法」の失効を目前に控えた平成13年12月、「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会」から、同和地区の住環境及び経済・福祉の状況は概ね改善が図られ、地区内外の格差は大きく改善されてきているが、今なお残る差別意識の解消に向け教育・啓発の充実が望まれること、同和問題の早期解決に向けて一般対策に工夫を加えて有効適切な施策を講じること、人権のまちづくりに向けた推進体制の整備を図ること等について答申を受けました。

平成15年4月、男女共同参画社会(※)の実現に向けて、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画を推進するために、「長野市男女共同参画推進条例」を施行しました。

平成19年4月、保健福祉部人権同和対策課と教育委員会人権同和教育課を統合し、保健福祉部に人権同和政策課を設置しました。これにより、教育委員会の権限に属する人権同和教育に関する事務は、保健福祉部長が補助執行することになりました。

長野市版都市内分権改革に伴い、平成22年4月からは必須事務として住民自治協議会においても人権同和教育・啓発活動に取り組んでいただけることになりました。

平成22年10月25日、市長は、「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会」に、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会情勢の変化に適切に対応した「長野市人権同和政策推進にかかわる基本方針」策定について諮問を行いました。

審議会では、当事者が抱えている課題や思いに焦点を当て、約1年半にわたり9回の審議を重ね、平成24年3月28日、あらゆる差別のない人権尊重社会の実現に向け、時代に対応した総合的な取組を推進するよう答申がなされました。

平成24年度から26年度の達成目標を定めた第四次長野市総合計画実施計画(主要事業計画)では、「人権同和教育啓発」及び「人権啓発・相談」を主要事業に位置付けています。



文中、(※)は、用語解説(25～26ページ)をご覧ください。

第3章 人権政策の基本理念

1 人権の概念

人権は、私たちが社会の中で幸福な生活を営むための人間としての固有の権利であり、人が生まれながらに持つ権利です。

「個人の尊厳」を基本原理とする日本国憲法では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とうたい、基本的人権について「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、侵すことのできない永久の権利」として国民に保障しています。

また、昭和23年12月10日、国連総会で採択された人類社会のすべての人々に対する「世界人権宣言」には、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とあります。

人権は、普遍的なものですが、価値観の多様化、個人尊重の意識の高まり、情報化の進展等、社会の変化に伴って、従来問題とされなかったものが人権課題とされることも増えています。国家対個人の関係から生まれた人権は、今日では、世界的に「人間の尊厳」の確立という概念に広がりを見せています。

これらのことから、時代がどのように変わっても、私たちは常に「人間の尊厳（社会の中で個人として尊重され、人間らしく生活するために、人間としての人格を侵されない普遍的な原理）」を基底に人権を捉える必要があります。

2 人権政策の基本理念

基本的人権の尊重を基盤に、あらゆる差別や人権侵害をなくし、市民と行政が一体となって、「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く条例」の精神である「すべての人が人間として尊重され、心豊かな生活を送ることができる明るく住みよい社会を築く」ことを、本市の人権政策の基本理念とします。

自由と権利が保障され、幸福追求が認められる人権尊重社会を実現するためには、「人間の尊厳」という人権問題の本質を正しく受け止め、自らの課題として解決に向け取り組むことが重要です。

一人ひとりの個性や多様性を認め合い、異なった考え方や生き方が尊重される、平等な社会を築くことは人権政策を進める上での基本であり、すべての市民が人権問題を自らの問題として受け止め、人権が尊重される社会づくりに積極的に取り組めるよう、市民一人ひとりの人権意識を高めます。

第4章 人権施策の方向性

1 基本姿勢

本市が行うすべての事業は、市民一人ひとりの生命が尊重され、自由や平等が保障され、幸福追求が認められる社会を実現するために行うものです。このため、いかなる分野においても、「人間の尊厳」を守るという人権尊重の視点に立って取り組む必要があります。

歩道と車道の段差解消、音声誘導付き信号機や点字ブロックの整備、昇降機の設置、多国語表記など、すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザイン(※)に基づくまちづくりが進められていますが、まだまだ多くの課題が潜在しています。また、窓口対応等での配慮が欠けていたため周囲の目が気になった、不快な思いをしたといった声も聞かれます。このように、市のあらゆる部門が人権課題を意識して取り組まなければ、平等で差別のない社会を実現することはできません。

このことから、すべての市職員が人権行政の担い手であるという自覚を持ち、常に人権尊重の視点から施策を構築し、実施し、評価し、改善を行っていきます。また、当事者の方の意見を聴く機会の充実と施策への反映に努めます。

2 人権教育・啓発

人権教育・啓発では、市民一人ひとりが、人権尊重の意義や様々な人権問題について理解と認識を深め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認められるようになることが重要となります。同時に、人権問題を自らの課題として捉え、人権を尊重する社会を築いていく意欲と実践力を高めることが求められます。また、その推進に当たっては、市民の自主性が尊重され、様々な機会や手法によって実施されることが必要です。

そこで、生涯にわたって市民一人ひとりが「人間の尊厳」や自由及び平等を認め合い、真に住みよい幸せで民主的な社会を実現するため、同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、家庭・地域、学校、企業・職場等、あらゆる場所と機会を捉えて人権教育の推進に努めます。

また、学校人権教育と社会人権教育との連携を強化し、相互協力による効果的な人権教育を推進します。

(1) 学校人権教育

一人ひとりが人権に関する知識理解を深め、人権感覚を高める中で、自分の大切さとともに他の人の大切さに気付き、人権尊重社会の実現に向けた具体的な行動につなげることを目標に学校人権教育に取り組みます。

人権一般の普遍的な視点から取り組む学習と、同和問題やいじめ等の具体的な人権課題に即した個別的な視点から取り組む学習を有効に組み合わせ、教育課題の解決を重点に学校人権教育を推進します。

また、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、コンプライアンスの推進に努めるとともに、教職員が、差別や偏見についての感性を高め、日常的な教育活動の中で児童生徒一人ひとりの人権を守り尊重することが重要です。このため、人権教育を学校教育の

基盤に位置付けて、授業を人権の視点から考察する実践研究を重ねたり、教職員の人権感覚を一層磨き高めたりするなど、教職員の各種研修を大切にして取り組みます。

このほか、校種間交流(※)や地域との交流等を通じ、児童生徒の人権意識の高揚に努めます。

(2) 社会人権教育・啓発

地域や企業での人権教育を推進するため、あらゆる差別の解消に向かって活動する関係機関及び団体等と積極的に連携し、人権教育研修の機会と内容の充実に取り組みます。

また、住民自治協議会人権同和教育啓発担当部署や人権擁護委員、NPO(※)法人等と積極的に連携し、幅広く市民に教育・啓発を図っていきます。

ア 家庭・地域

家庭、地域は最も身近なコミュニティとして、家族のふれあいや住民の交流を通じて人格形成や、人権尊重意識を養い育てるために重要な役割を担っています。

児童生徒の人権感覚の育成に重要な役割を占める保護者の人権意識を高めるため、公民館活動や学校PTA等を通じ、家庭教育の充実を図ります。

住民自治協議会が行う地域での人権同和教育研修会及び住民集会の開催について、講師の情報や資料提供等の支援を行います。

また、地域における指導者、推進者の育成を図るため、人権同和教育指導員に対する研修機会を充実し、実践的研修手法の講習及び情報提供等を行うとともに、各地区との情報交換や情報共有の機会提供に努めます。

イ 企業・職場

企業においては、法令順守や説明責任といった社会的責任はもちろん、人権尊重の視点に基づいた企業活動の推進が求められます。また、企業内においてはパワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメントのない明るく働きやすい職場づくりを進めることが必要です。企業で働く人にとっても、安心して働ける職場、やりがいの持てる仕事は、自己実現のための極めて重要な要素となります。

このため、企業経営者のみならず、すべての社員の人権意識を高める企業内人権教育を積極的に進める必要があります。

公正な採用の促進と、企業内人権同和教育の推進を図ることを目的に、長野市企業人権同和教育推進協議会が設立されています。こうした団体や商工関係団体等を通じ、企業の経営層に対し、企業内での人権教育の推進や人権教育指導者育成を要請します。また、企業の主体的な人権に関わる取組や社員に対する人権研修の支援を行います。

社員の採用に当たり、就職希望者の基本的人権を尊重した公正な選考と、就職の機会均等が図られるよう、関係機関と連携し啓発を行います。

(3) 隣保館等における啓発

隣保館や人権同和教育集会所は、地域に密着したコミュニティセンターとして、学校、地域などとも連携しながら、人権に関する情報発信や学習機会の充実に努め、周辺地域を含めた住民交流の一層の促進を図ります。

また、隣保館相互の情報交換・共有を図るとともに、様々な研修機会を通じて職員の専門性向上に努めます。

(4) 多様な手法による効果的な啓発

日常生活の中で人権問題に気づき、自らの課題として意識できるよう、テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアや、インターネット、広報紙、公共交通機関による広告などを効果的に活用し、人権尊重意識の普及啓発に努めます。

また、各地区住民集会をはじめ、啓発ビデオの貸出し、リーフレットの配布など様々な機会と手法を活用して啓発に努めます。

人権を自らの課題として意識することを促すポスター、標語の募集や、市民が自発的に参加できる研修手法、実践につながる教材・資料などの創意工夫に努めます。

「人権を尊重し合う市民のつどい」は、市民が自らの課題として自発的に参加できるよう手法や内容の改善充実に努めるほか、個人人権課題の担当課等との連携協力により、様々な人権課題に対する啓発を積極的に推進します。

(5) 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修

人権が尊重される社会を築くためには、人権に関わりの深い特定の職業に従事する人の人権感覚を高め、人権尊重意識が行動に現われる実践力を養うことが重要であり、職種や経験等に応じた効果的な研修を行う必要があります。

公務員は、一人ひとりが人権行政の担い手であることを強く認識し、常に人権尊重の視点に立って職務遂行に努める必要があります。このため、市職員の人権意識や実践力を高め、様々な人権課題解決に向け主体的に行動できる力を育む人権教育研修の機会と内容の充実に努めます。

とりわけ、保育士、教職員については、成長過程にある乳幼児や児童生徒の人格形成期の保育、教育活動を通じ、人権意識の形成に大きな影響を与えることから、一段と高い人権感覚が求められます。このため、職種、経験年数を踏まえた実践的な研修の充実に努めます。

消防職員については、市民の生命に関わる場面も多く、人権に配慮した行動が求められます。このため、業務に即した人権教育研修の充実に努めます。

また、医療、保健、福祉関係者は、直接患者、利用者、相談者等と向き合う業務に従事しており、患者や利用者等の人権に配慮した対応が求められます。このため、養成学校、養成施設のほか、医療機関や社会福祉施設等に対し、人権教育研修の充実に要請します。

(6) 国・県、市民、関係団体との連携と協働

人権教育、人権啓発を進める上で、市のみで実施できることには限界があります。このため、国・県、地域、学校、企業、NPO法人等との連携・協働を進め、市民の自発的、主体的な取組に対する支援に努めます。

(7) 人権教育・啓発に関する情報提供

人権教育・啓発を推進するため、人権教育に関する知識、教育・啓発手法に関する情報等の収集と、市民との共有を図ります。

市内外で行われる様々な研修等の機会を通じて積極的に情報を収集するとともに、学校、住民自治協議会や企業人権同和教育推進協議会等に対し、人権に関する最新の知識や見解、研修会の講師や研修手法等の情報提供に努めます。

3 人権相談・支援

市民が人権問題に遭遇したとき、一人で悩むことなく各種相談機関や支援制度を活用し、自ら解決していくことができるよう、相談体制の整備充実を図ります。

(1) 総合相談体制の整備

本市では、個別課題ごとに相談窓口を設置していますが、人権課題に関わる相談内容は複数の課題が複合的に絡み合い、個別の相談窓口では総合的な対応が難しい場合が少なくありません。

また、平成24年3月の「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会」答申では、同和問題や外国人に関する問題の窓口がない、犯罪被害者やインターネットによる人権侵害など新たな人権課題の相談窓口が分かりづらいなどといった問題が指摘されています。

こうした問題に適切に対応するため、人権に関する総合相談体制を整備するとともに、庁内横断的な連携協力を推進します。また、相談員の専門性を高めるための研修機会の充実に努めます。

隣保館においては、生活上の相談をはじめ様々な人権問題解決のため、相談にあたる職員 の資質向上に努めるとともに、相談事業について市民に周知・広報を図ります。

(2) 国・県、関係機関との連携

インターネットによる人権侵害や外国人の問題など、高度な知識と専門性が要求され、市単独では解決が困難な人権課題が増えています。市民に最も身近な相談窓口として、国・県、弁護士会、人権擁護委員協議会、NPO法人など人権に関わる関係機関、団体等と連携、協力して速やかな解決が図れるよう支援します。

(3) 相談窓口等の周知・広報

人権課題に遭遇した市民が、自らの力で課題を解決できるよう、各種相談窓口や支援制度などについて、広報紙、インターネットやマスメディア、リーフレットの活用、民生児童委員への情報提供など、様々な機会や手段を通じて周知を図ります。

(4) 自立・自己実現のための施策

「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会」答申では、「様々な人権課題を抱える人々が自立し、権利としての理想を実現していくためには、差別されない社会の実現を啓発するばかりではなく、実態を踏まえた社会的、公的な支援が必要である。」としています。

このため、当事者が継続して学んでいける場の提供及び当事者同士がつながって自立・自己の実現に向けての活動や居場所づくりの支援について研究します。

第5章 各人権課題に対する施策の方向性

1 同和問題

◆ 現状と課題

同和問題は、日本の歴史の中で長年かけて形成されてきた、深刻で重大なわが国固有の人権問題です。今なお、差別発言、差別落書き等があとを絶たず、結婚や就職に際して不当な扱いを受けたり、近年ではインターネットを使った誹謗中傷などの差別事象も起こっています。

本市では、基本的人権の尊重を基盤に同和問題を重要な柱として、あらゆる差別や人権侵害をなくす取組を行ってきました。それにより一定の成果は上がっていますが、依然として差別事象が発生しており、差別意識の根絶には至っていません。特に、近年は、同和地区の所在を尋ねる匿名電話のように陰湿化する傾向が見られます。

平成23年6月に本市が実施した、「人権とくらし」意識調査でも、「部落差別は今もあると思うか」との問いに対し、「まだまだたくさんある」、「だいぶなくなったが、少しはある」と答えた人の割合は60.9%で、5年前の調査に比べて5.5ポイント上昇しています。また、結婚問題に対する差別意識が根強く残っており、同和問題の解決に対し無関心・消極的と思われる回答が若い世代に多く見られました。

これは、同和問題が「市民自らの課題」になっておらず、差別を見抜き、差別撤廃に立ち向かう実践力が市民全体には広がっていないからと考えられます。

33年間にわたる特別対策事業により、生活環境等の格差は大きく改善されましたが、平成24年3月の「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会」答申では、「同和地区には環境、就労、福祉、教育等の課題が集中して、強く現れる傾向があり、社会構造の変化や情報化の進展により、従来考えられなかったような課題や固有の課題も生じている。」としています。

◆ 施策の方向

同和問題の歴史性、固有性、実態を踏まえ、相談・支援体制の強化と関係機関との一層の連携を図るとともに、就労、教育、福祉などの課題については、ニーズを的確に把握し、各種施策・制度の活用や情報提供等により課題解決に向けた支援を行います。

また、多様な手段と手法を活用し、同和問題に関する正しい理解を深めるための教育・啓発を推進し、差別意識の解消に努めます。

(1) 当事者性を踏まえた相談体制の充実

- 相談者の状況に十分配慮し、総合的、専門的な対応ができる相談体制を整備します。
- 同和問題の固有性に配慮して、問題解決に向けた助言、情報提供のほか、適切な関係機関の紹介を行います。
- 隣保館における相談事業の周知を図るとともに、生活上の課題その他の解決に向けた適切な助言、関係機関との連携により、課題解決のための支援を行います。

(2) 多様な手法による教育・啓発

- 市民一人ひとりが同和問題を理解し、自らの課題と捉え課題解決に向けて実践する力を身につけるため、家庭・地域、学校、企業・職場等様々な場で教育・啓発を行います。
- 隣保館においては、同和問題に関する情報や資料の収集及び提供を行うとともに、様々な学習機会の提供と、地域住民の交流促進の取組を充実します。
- 企業に対しては、企業人権同和教育推進協議会をはじめ関係機関との連携により、公正な採用選考が行われるよう啓発を行います。

(3) 課題解決に向けた施策の推進

- 同和問題は、就労、教育、福祉など様々な分野に関わることから、全庁的な推進組織の連携を強化し、各種施策の適切、的確な活用により、課題解決に向けた自立的な取組を支援します。
- 同和問題に関わる実態の把握や、インターネットを利用した差別助長行為等の新たな課題への対応方法について研究します。

2 女性

◆ 現状と課題

本市では、平成15年4月に「長野市男女共同参画推進条例」を制定し、平成17年4月には「みとめあい・ささえあい21長野市男女共同参画基本計画」を策定しました。現在は、「第二次男女共同参画基本計画」（平成22年策定）に基づき、男女共同参画社会の実現に向け施策を行っています。

今日までの様々な取組により、市民の男女共同参画に対する意識は少しずつ高まってきましたが、いまだに社会には「男性は仕事、女性は家事・育児」といった性別による固定的な役割分担意識が根強く残っています。特に本市においては、その考えに賛成する人の割合が高く、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっています。

平成22年度から住民自治協議会が本格稼働し、地域主体によるまちづくりが始まりましたが、地域活動に多くの女性が参加しているにもかかわらず、方針決定の場は男性が圧倒的に多いのが現状です。

労働の場においては、男性優位の意識が根強く、基幹業務は男性で女性は補助業務という考え方がいまだに残っています。生産年齢人口の減少が進む中で女性の労働力は必要不可欠となっていますが、女性の雇用促進を進めるためには、男女共同参画の重要性について一層理解を深める必要があります。

また、社会経済状況の変化から、就業する女性が増え、勤労者世帯の過半数が共働き世帯となっていますが、男性の家事労働への参画は進んでいません。さらに、性別による固定的な役割分担意識から発生する問題や悩みを持つ女性が多く、女性の自立や自己実現を阻む要因となっています。

女性に対するあらゆる暴力の根絶においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正等により、法的整備が進められていますが、DV（ドメスティック・バイオレンス）（※）に当たる行為についての市民理解が十分であるとはいえない状況にあります。

本市のDV被害に係る女性相談の件数は年々増加しており、DVは犯罪行為も含む重大な人権侵害であるという意識啓発と、被害女性への支援の充実や被害防止に関する啓発が必要です。

◆ 施策の方向

「長野市男女共同参画推進条例」及び「みとめあい・ささえあい21長野市男女共同参画基本計画」に基づき、女性と男性が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

(1) 男女共同参画意識の啓発

- 市民一人ひとりの心の中にある性別による固定的な役割分担意識に気づき、それを解消するため、家庭・地域、学校、企業・職場など、あらゆる場や機会を通じて男女共同参画意識の啓発を行います。

(2) 政策・方針決定の場への女性の参画促進

- 審議会等の女性委員の参画率向上に努めます。
- 住民自治協議会をはじめ、あらゆる分野での政策・方針決定の場に女性の参画を促進します。
- 事業所における女性の職域拡大と管理職への登用を促進します。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

- 男女が共に仕事と生活を自ら希望するバランスで送ることができるよう、子育て等の支援を充実します。
- 仕事と家庭生活を両立させ、地域活動や自己啓発などを自らが望むバランスで実現できる社会づくりに向けた啓発を行います。

(4) 女性の人権を守るための取組

- 女性に対するあらゆる暴力を許さない意識づくりの啓発を行います。
- 被害者に対する相談・支援体制の充実に努めます。

3 子ども

◆ 現状と課題

核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てがしにくい社会になってきたと言われる中、度重なる子どもの死亡事件をきっかけに児童虐待(※)が大きな社会問題として認識されるようになり、平成12年11月、児童虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見などについて国と地方公共団体の責務を定めた「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。

本市でも児童虐待に係る相談件数は急激に増加していますが、児童虐待は、その行為が密室等で行われている場合が多く、早期発見・早期対応が重要です。こうした家庭では、どのように子どもを育ててよいか分からず、子育ての孤立化、育児ストレス等の問題を抱えているケースが多いことが指摘されています。また、子どものしつけや教育に悩みや不安を持つ親が増え

ており、家庭の教育力の低下を指摘する声もあります。

本市では、小・中学校において、年3回のいじめの実態調査に加え、児童生徒を対象としたQ-U（キュー・ユー）（※）の活用等によりいじめの早期発見に努めていますが、いじめなどの問題は表面化しないまま深く進行してしまふことがあります。また、友人関係や学校生活に関すること、親子関係等家庭に起因するもの等、様々な問題を抱えて不登校となる児童生徒が増えています。

障害等により特別な教育的支援を必要とする児童生徒、文化や言葉の違いから日常生活や学校生活において適応できない外国籍等児童生徒も増えており、一人ひとりの状況に応じた適切な対応と、教育環境の整備が必要です。

社会における子どもの性被害、インターネット上における児童ポルノ等有害情報の氾濫など、大人社会の病巣が子どもの心身に悪影響を及ぼしている現状も重く受け止める必要があります。

◆ 施策の方向

「ながの子ども未来プラン」（長野市次世代育成支援行動計画）に基づき、家庭・地域、学校において、子どもが安心して健やかに成長できる環境づくりを推進します。

(1) 児童虐待への対応

- 早期発見・早期対応につなげるため、相談・支援体制の充実に努めます。
- 要支援児童等の育児支援や家事支援を行う養育支援訪問事業の充実に図り、子育ての孤立化と虐待の未然防止に努めます。
- 「児童虐待防止法」について啓発を推進し、市民からの通報を促します。

(2) 幼児期の子育て支援等

- 子ども広場や地域子育て支援センター及びおひさま広場（全園での園開放）などの利用者の増加に努め、引き続きすべての子育て家庭に対する支援の充実に図ります。
- 子育て相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの周知により利用の促進を図ります。
- 市立公民館では、未就園児や保護者を対象とした子育て講座等の実施や、子育てサークルに活動場所を提供するなど、子育て家庭の支援に努めます。

(3) 人権に配慮した学校教育の推進

- 各種教育相談機関の周知を図るとともに、不登校児童生徒が再び学校へ通えるよう、相談・支援等の充実に図ります。
- 保護者対応や生徒指導に係る教職員の力量の向上を図るとともに、各学校において、いじめや不登校を未然に防ぐことができるよう、よりきめ細かい対応に努めます。
- いじめ問題の解決に当たっては、いじめられた児童生徒の心情を第一として、まず学校において無視や陰口などの侵害状況の把握を行い、必要に応じて関係機関と連携し早期解消に努めます。
- 障害等のある児童生徒の学校生活を支援するために、教育等ニーズの把握や、校内支援体制の整備・充実に図ります。また、就学相談の充実、関係機関との連携を推進します。

- 外国籍等児童生徒の日常生活や学校生活への適応を図るため、日本語の指導や精神面・生活面に関わる相談・支援の充実を図ります。

(4) 子どもの健全育成のための環境づくり

- 子どもが社会性を身につけ、他者への思いやりや生命を大切に思う心を育むよう、様々な世代の人たちとのふれあいや交流、豊かな自然を生かした体験的活動等の推進を図ります。
- 子どもが健やかに成長できる社会環境をつくるために、家庭・地域、学校の連携を図り、関係団体の協力を得ながら、有害環境浄化に取り組みます。
- 放課後子どもプラン(※)の活用により、児童の放課後等における安全・安心な居場所を確保し、遊びや学習、各種体験活動、異学年交流等とおして、協調・協力する力や思いやりを育む人権感覚の育成を図ります。

4 高齢者

◆ 現状と課題

本市の総人口は、平成24年4月1日現在 386,026人、このうち65歳以上の高齢者人口は96,424人で、総人口に占める割合(高齢化率)は25.0%となっています。

高齢者人口の増加に伴い、元気で活躍する高齢者が増えていますが、その一方で、寝たきりや認知症といった介護を必要とする高齢者も増加しています。

高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加や核家族化の進行などに対応するため、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12年に介護保険制度が創設されました。さらに、高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等に対応するため、平成18年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

本市においても毎年約80件の虐待通報があり、虐待を受けた高齢者の保護や介護を担う養護者に対する支援を適切に行う必要があります。

多くの市民が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることを望んでいることから、介護や支援が必要な状態になっても、安心して生活を送ることができるよう、高齢者一人ひとりを地域全体で支える仕組みの構築とともに、地域ケアを担う各種サービス提供体制の整備・充実を図る必要があります。

また、今後高齢化の更なる進展に伴い、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれるため、高齢者や家族に対する早期相談・支援体制の整備を図る必要があります。

◆ 施策の方向

誰もが迎える高齢期ですが、心身ともに健康で、生きがいをもって豊かに生活していくことが望まれます。

「あんしんいきいきプラン21(長野市高齢者福祉計画・長野市介護保険事業計画)」に基づき、介護が必要となっても、一人ひとりに必要に応じた多様なサービスを利用し、その人らしく自立した生活を送ることができるよう社会の仕組みづくりを進めます。

(1) 高齢者の自立と社会参加の促進

- 高齢者一人ひとりが自らの経験と知識を生かして、地域社会の中で役割を果たしていくことができるよう、高齢者が積極的に社会活動に参加できる環境を整備します。
- 介護や支援が必要な状態になっても、安心して生活を送ることができるよう、高齢者一人ひとりを地域全体で支える仕組みを整備するとともに、地域ケアを担う各種サービス提供体制の整備・充実を図ります。

(2) 介護予防、介護サービスの充実

- 高齢になっても、その人らしくいきいきと過ごすことができるよう、生活機能の低下を予防する介護予防事業の推進を図ります。
- 需要に応じた介護サービスの基盤整備を図るとともに、個人の尊厳に配慮したサービスの質的向上に努めます。
- 在宅を中心とした生活を円滑に行うことができるよう、様々なサービスが総合的に提供される体制づくりを推進します。

(3) 高齢者の権利擁護の推進

- 認知症高齢者を支えるため、相談・支援体制の整備とともに、認知症の正しい知識の普及啓発に努めます。また、認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりに向けて、意識啓発を行います。
- 法律上の権利を保護する成年後見制度(※)や、福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業の積極的な活用を図るため、啓発を行います。
- 高齢者虐待に関する正しい知識の普及を図るとともに、早期発見や早期対応が図れる体制の整備に努めます。

5 障害者

◆ 現状と課題

障害者を好奇の目で見たり、ものを尋ねる際にも本人でなく介護者に聞くなど、障害者に対する偏見や差別が残っており、障害者に対する正しい理解と認識を一層深める必要があります。

また、点字ブロックが途切れていたり、車椅子で越えられない道路の段差がある、建物が障害者を受け入れできる構造となっていない等、障害者にとって社会基盤の整備は十分とは言えない状況があります。

障害者理解が足りないことから就労の機会が不足したり、同伴が認められているにもかかわらず、補助犬と一緒にレストラン等の施設に入れられないなど、社会参加の機会が奪われている事例もあることから、社会における物理的・意識的な障壁をなくす必要があります。

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」(*注)は、障害者がある能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の地域における生活支援に重点が置かれています。障害者が地域で安心して生活を営むためには、自らの権利が保障され、かつ行使することができ、これを侵害された場合には相談等の支援が受けられる体制を整備する必要があります。

また、障害者の心を直接あるいは間接的に傷つける、不適切な用語等の見直しを図る必要があります。

平成24年10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者等に障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を発見した者には通報が義務付けられました。

情報伝達の手段が制約を受ける視覚障害や聴覚障害の人にとって、コミュニケーションは極めて重要です。必要な情報を得ることができないことにより日常生活が著しく制限され、特に災害時等では、情報伝達の障害が命に関わることも少なくありません。様々な手法を活用し、コミュニケーションの充実を図る必要があります。

◆ 施策の方向

「長野市障害者基本計画（笑顔と元気がいっぱい！幸せながのプラン）」に基づき、障害者が住み慣れた地域で、安心していきいきと自立した生活が送れるよう障害者福祉サービスの提供を行います。また、すべての人が自分らしく暮らしていけるまちづくりを目指して、障害者施策を推進します。

(1) 心と社会のバリアフリー

- 地域社会の中で、障害者の人権が守られ、尊重されるよう、障害者や障害に対する正しい理解と認識を深める啓発活動を推進します。
- 地域における障害のある人となない人との交流の促進、ボランティア活動等を通じた福祉教育の充実を図ります。
- 学校においては、特別支援学校や障害者施設等との交流をはじめ、障害者に対する理解や、社会的支援、介護福祉などの課題に関する理解を深める教育を推進します。

(2) 障害者の自立と社会参加の促進

- ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、障害者の自立や社会参加の妨げとなっている物理的な障壁等をなくし、誰にでもやさしく、安全で快適な福祉のまちづくりの推進に努めます。
- 障害者の社会参加の促進と、芸術文化活動の振興、障害者スポーツの普及発展に努めます。
- ハローワーク、障害者総合支援センター等関係機関と連携し、職業相談、求人開拓などを行い、障害者の就労促進と経済的自立の支援に努めます。

(3) 障害者の権利擁護の推進

- 身体、財産などの基本的権利に関する事柄のほか、生活上の様々な相談が受けられる体制の整備を図ります。
- 障害者の権利を守るため、関係機関と連携して成年後見制度の普及・活用を促進します。
- 障害者の虐待に関する正しい知識の普及を図るとともに、早期発見や早期対応が図れる体制の整備に努めます。

(4) コミュニケーションのバリアフリー等

- 障害者に関する不適切な用語について、条例等の見直しを行います。

- 日常生活上の用語についても適切な使用について普及啓発に努めます。
- 情報伝達手段が制限される障害者のため、手話通訳者・要約筆記者の養成事業及び派遣事業等の充実、点訳・音訳のできる人の養成など、コミュニケーション支援の充実に努めます。
- 緊急通報装置設置事業を継続するとともに、障害特性に応じた災害時の確実な情報伝達と援護体制の整備を図ります。

(＊注)

障害者自立支援法（平成18年4月施行）は、一部改正されて平成25年4月からは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略：障害者総合支援法）として、障害者の社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去を基本理念に新たに施行されます。

6 外国人

◆ 現状と課題

今日の著しい国際化や情報化の進展と、少子化による日本人人口の減少、専門的・技術的分野における外国人労働者の受け入れの促進などの要因から、日本に居住する外国人が増加しています。

本市においては、平成24年4月1日現在、49カ国、3,419人（男性1,366人、女性2,053人）の外国人が居住しており、冬季オリンピック開催以降、市人口に対する割合は約1%前後を推移しています。

国籍別に見た登録者数は中国が最も多く1,696人、次いで韓国・朝鮮が635人、フィリピン300人、タイ233人、ブラジル153人と続き、その他国籍は402人となっています。登録者数の推移で見ると、平成15年（3月末で3,481人）頃までは穏やかな増加傾向にありましたが、ここ数年間はあまり増減のない状況が続いています。このことは本市に居住している外国人に長期間定住している人が多いことを示していると考えられます。

また、言語、生活習慣や文化の違いなどによるトラブルも発生しています。私たちは、共に暮らす住民の一人であることを理解し、互いに協力し合って、よりよい地域づくりを行っていく必要があります。

外国人と日本人が住民として共に生き、開かれた地域社会を実現するためには、互いの国の歴史や文化を正しく認識し、尊重するとともに、多様な文化や価値観を認め合う共生の心を醸成することが何よりも必要です。

平成21年7月、「住民基本台帳法」が改正され、平成24年7月から、外国人住民についても住民票が作成されることとなりました。これに伴い、外国人登録制度は廃止され、外国人住民の利便の増進が図られています。

◆ 施策の方向

国籍や人種等の違いを超えて、互いの文化や価値観を尊重する意識の醸成と、国際交流活動の推進に取り組みます。

(1) 国際化の推進

市民の国際感覚を高め、互いの異なる文化や価値観を尊重し合い共生できる社会の構築に向けて、様々な機会を捉えて情報発信と啓発を行います。

(2) 国際交流の推進

- 姉妹都市や友好都市をはじめ諸外国との教育・文化・スポーツなど様々な国際交流活動を推進し、外国人に対する偏見の解消に努めます。
- ホームステイの受け入れや通訳などの国際交流ボランティアの育成を図り、市民が主体の継続的な国際交流活動を促進します。

(3) 多文化共生の推進

- 国際交流コーナーを拠点とした外国人への情報提供及び市民と外国人の交流や教育・啓発を進めるとともに、日本文化と異文化の相互理解を推進するための学習機会の充実と啓発に努めます。
- 外国人の定住化・長期滞在化が進む中で、外国人を対象とした多言語での生活情報の提供や、日常生活の相談・支援体制の充実を図ります。
- 生活上の悩みなどを抱える外国人が、スムーズに相談を受けられるよう、国・県等の関係機関との連携を強化します。

7 HIV感染者・ハンセン病患者等

◆ 現状と課題

HIV（エイチ・アイ・ブイ）（※）は、感染者との性的接触や感染者の血液が傷口などから体内に入った場合に感染し、エイズ（AIDS）（※）は、HIVの感染によって免疫機能が働かなくなる病気です。HIVの感染力は弱く、正しい知識に基づいて通常の社会生活を送る限り感染の心配はありませんが、万一感染しても、現在では医療技術の進歩により発症を予防することが可能となっています。

HIVの感染原因は、異性間の性的接触が全体の8割近くを占めており、日本人の報告例の増加に伴い、国内での感染者が増加しています。

このような感染拡大傾向を踏まえ、市民一人ひとりに対し感染予防のための正しい知識の普及を図るとともに、患者・感染者に対する偏見や差別がいまだに解消されていない状況があることから、理解と支援の輪を広げ、共に生きる社会を作っていくことが求められています。

ハンセン病（※）は、らい菌によって主に皮膚や末梢神経が侵される感染症の一つで、感染しても発症することはまれです。万一発症しても、化学療法剤の効果によって現在では確実に治癒するようになり、早期治療によって後遺症も残りません。

しかし、社会にはハンセン病に対する誤った考えがまだ残っており、ハンセン病元患者であることを理由に差別的な扱いをされるなどの人権侵害事件も起こっています。

平成20年に、ハンセン病問題の解決促進を目的とする「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定され、平成21年4月に施行されました。

◆ 施策の方向

HIV感染症、ハンセン病等の感染症について市民が正しく理解するための教育・啓発を行い、偏見や差別の解消を図ります。また、患者・感染者等が尊厳を持って暮らすことができるよう、支援体制の整備を推進します。

(1) 正しい知識の普及・啓発

- 知識不足や誤解によって生じる様々な偏見等を払拭するため、感染症に関する正しい情報の普及・啓発を推進します。また、学校等と連携し、性教育の一環として感染症や感染予防に関する適切な指導を行います。

(2) 患者・感染者等との共生

- 学校、企業、地区組織等関係団体との連携を密にし、地域社会と患者・感染者等が共生できる仕組みづくりを図ります。

(3) 相談及び検査体制の充実

- プライバシーに配慮して、迅速かつ安心して相談・検査が受けられるような体制の充実に努めます。

(4) 患者等の支援体制の整備

- 患者・感染者等が安心して医療を受け、また、普通の生活が送れるよう、保健所・医療機関・ボランティア等による支援体制の整備を図ります。

8 犯罪被害者等

◆ 現状と課題

犯罪による被害者が受けた精神的なダメージについての理解不足から、配慮に欠ける言動により更に傷つけてしまうことがあります。被害者の心を理解し、支援していく必要があります。また、重大事件等では、マスコミ報道の過熱による二次被害の問題などが指摘されています。

平成17年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行されましたが、行政の取組は十分とは言えません。県内では、認定特定非営利活動法人 長野犯罪被害者支援センターが啓発、相談・支援活動を行っています。

犯罪被害者やその家族は、被害を受けたことによる精神的な傷、再び同様の被害に遭うことへの不安等により、日常生活や経済活動に支障をきたす場合が少なくありません。平穏で自立した生活を一日も早く取り戻せるよう、精神的なケアや、生活支援等が必要です。

◆ 施策の方向

国の「第二次犯罪被害者等基本計画」に基づき、犯罪被害者等の擁護活動を行う民間団体の支援に努めるほか、相談窓口を整備するとともに、見舞金制度の創設、自立のための支援制度の整備を検討します。

また、犯罪による被害者の置かれている現状を理解し、社会全体で支援していくという意識の醸成を図るため、関係機関と連携して啓発活動を推進します。

9 様々な人権に関する問題

(1) 刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人や仮釈放の人に対する偏見や差別意識が根強く残り、自立更生を妨げる大きな要因となっています。刑を終えて出所した人等が努力して社会復帰ができるよう、更生に適した環境での生活や就職等の受け入れ体制の整備が求められます。また、刑を終えて出所した人等が、社会生活を営むためには、本人の強い更生意思と周囲の理解や協力が重要です。

自立を支援するため、保護観察所等の関係機関や、保護司、更生保護女性会などボランティアと連携し、偏見や差別をなくす啓発活動を進めるとともに、保護観察制度の周知を図ります。

(2) 中国帰国者等

国策で進められた満蒙開拓のため、長野県からは全国最多の開拓団員を送り出し、本市からも多くの人が開拓団に参加しました。

中国残留邦人の帰国者及びその家族は、言葉の問題や生活習慣、文化の違いから、就労や地域での生活に支障をきたすなどの課題がみられます。

国は平成20年度に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を施行し、老齢基礎年金の満額支給や支援給付金制度を創設しました。

本市では、以前から自立のための支援事業を実施していますが、地域の中で安定して自立した生活が送れるよう、日本語習得のための支援事業の実施や、相談体制の充実に努めます。

(3) 性的指向及び性同一性障害

同性愛などの少数派の性的指向(※)の人や、性同一性障害(※)の人に対する偏見は根強く、社会生活の様々な場面で人権問題が発生しています。また、こうした偏見や差別のため、このような性的少数者の人は、大きな悩みや苦しみを抱えています。

性同一性障害の人については、平成16年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件のもとで性別の変更が認められるようになりましたが、心と体の性が一致しないことにより日常生活の中で生ずる様々な問題について、市民の理解と社会的支援が必要です。

性的指向及び性同一性障害を理由とする偏見や差別は不当であるという認識を持ち、人間の性のあり方について固定的に考えるのではなく、性的多様性を認め合うことが大切です。

このため、性的少数者の人に対する理解を深めるための啓発活動を行います。また、医療、福祉等の施設及び従事者等に対し、性的少数者の人権に配慮した適切な取り扱いについて周知啓発を推進します。

(4) ホームレス

経済状況の悪化等を背景に、全国的にホームレスの増加が課題となっており、ホームレスに対し、嫌がらせや暴行を行うなどの人権問題が発生しています。

平成14年に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき毎年全国調査が行われており、市内でもホームレスが確認されています。しかし、冬期の厳寒な気候から生活場所が一定しないホームレスもあり、正確な実態把握は困難な状況です。

ホームレスの自立支援のため官民による取組が行われていますが、解決は容易ではありません。ホームレスに対する偏見や差別の解消を図るため、関係機関等と連携して啓発活動に取り組めます。

(5) アイヌの人々

アイヌ(※)の人々は、アイヌ民族であることを理由として結婚や就職などで差別を受けてきました。アイヌ文化の振興並びに固有の言語と長い歴史を持つアイヌの人々に対する正しい理解と認識を深めていくことが必要です。

アイヌの人々の歴史や文化についての認識不足などにより生じる偏見や差別をなくすため、アイヌ文化等に対する関心を一層高め、アイヌの人々に対する正しい理解を促進するよう広報・啓発を行います。

(6) 北朝鮮当局による人権侵害（拉致問題等）

1970年頃から80年頃にかけて、北朝鮮の工作員などにより、日本人が極秘裏に北朝鮮に拉致されました。政府は、これまでに拉致被害者として、12件17名を認定していますが、これ以外にも北朝鮮による拉致の可能性を排除できない人たちがいます。

拉致問題は、「人間の尊厳」を否定する許されない犯罪行為であり、我が国の国家主権と国民の生命・安全に関わる重大な侵害です。平成14年9月、北朝鮮が日本人拉致を初めて認め、同年10月に5人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者についてはいまだ北朝鮮から安否に関する納得のいく説明はありません。

拉致問題について、北朝鮮側は既に解決済みとして全容解明には応じていませんが、事件発生から長期間経過しており、実態の解明と拉致された日本人の救出が急がれます。早期解決を図るため、市民の意識を高める広報・啓発を積極的に推進します。

(7) 暮らしの中に潜む様々な人権問題

平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故により、福島県等から全国各地に避難している人たちが不当な差別を受ける事例が起こっています。これは、感染症等と同様に、風評や誤った知識に基づく人権侵害であり、許されないことです。

このほかにも、家制度を重視する社会通念を背景とした婚外子に対する差別、派遣社員やパートタイム労働者などの非正規労働者に対する差別、学歴や職業に対する差別や偏見など、様々な人権問題が存在しています。

また、地域社会における慣行や因習などからくる人権問題など、今まで当たり前で過ごしてきた生活体験の中にも、合理性がなく、差別につながるおそれのあるものが多く見られます。

法的整備が進められているものもありますが、慣行、因習などに基づくものは規制になじまず、また顕在化しにくいいため、差別と気づく意識の改革が求められます。

社会の変化により、これからも様々な人権課題が表面化してくることが考えられますが、私たちの社会は、多様な人々が共存し、関わりを持ちながら暮らしている社会です。誰もが安心して快適な生活を送ることができる環境をつくるため、あらゆる機会を通じて市民の人権意識の高揚を図ります。

10 インターネットによる人権侵害

◆ 現状と課題

国の e-japan 戦略などにより、情報端末機器の普及とインターネットの利用が急速に進みました。特に近年は携帯電話の普及や機能の進化があいまって、小・中学生の間でも情報端末の保有率が高まっています。

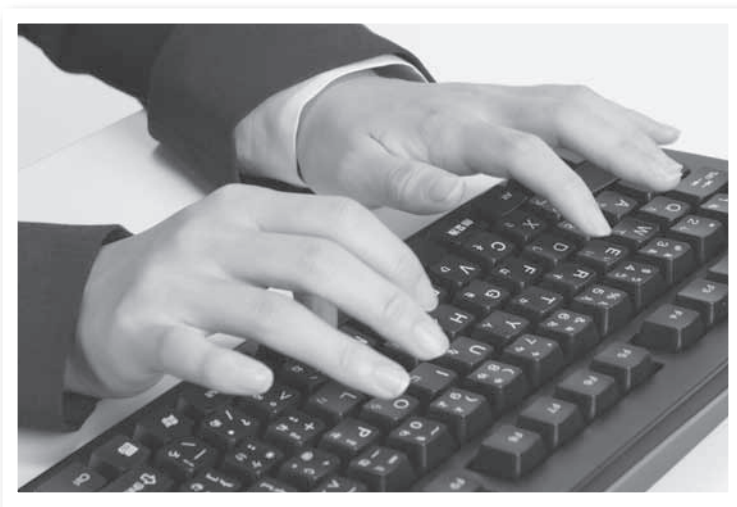
しかし、発信者の匿名性と情報発信の容易性から、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、反社会的な書き込みや犯罪を助長するような有害情報、写真や個人情報の無断掲載など、プライバシーや人権を侵害する問題が目立っています。

平成14年に「プロバイダ責任制限法」(*)が施行されましたが、膨大な情報があふれる中で、プロバイダなどの自主規制に任されているのが現状です。また、相談窓口や解決手段等についての理解も充分とはいえません。

◆ 施策の方向

プライバシーや情報モラルに対する正しい理解を深める啓発を行うとともに、人権を侵害する事案に対しては、関係機関と連携し、課題の解決につながるよう支援します。

- インターネットを介したいじめや人権侵害事例に対する相談窓口を整備するとともに、専門の関係機関と連携し、助言を行います。
- 有害サイトをブロックするソフトやプロバイダによる規制等、子どもたちを有害情報から守るための仕組みの周知を図るとともに、家庭における情報モラル教育の推進に努めます。
- 学校や公民館などにおける人権教育、情報教育の機会を通じて、インターネットが社会に与える影響の重大性について周知を図るとともに、情報発信のモラルや責任等に対する理解を深めるため啓発を行います。



第6章 推進体制

1 推進体制と役割

(1) 国・県との関わりと本市の役割

人権政策を効果的に推進するために、国、県、市がそれぞれの役割に応じて協力し合い、連携して取組を進めます。

ア 本市においては、同和問題をはじめ、外国人、子ども、高齢者、障害者など、各人権課題に関わる部署により取組を進めるとともに、全庁的な推進組織である「長野市人権政策推進協議会」のもと、総合的に人権施策の推進を図ります。また、市民に最も身近な基礎自治体として、市民ニーズの的確な把握に努めます。

イ 国においては、法務局が人権問題に関わる紛争処理や啓発の役割を担っています。市では、法務局や人権擁護委員協議会、人権啓発活動ネットワーク協議会、保護司会等と連携して相談事業の充実と啓発を推進します。

ウ 長野県においては、人権啓発の全県的な推進と国との調整の役割を担っています。市では、県の個別課題担当部署、関係施設等のほか、警察、長野犯罪被害者支援センター等との連携により、人権啓発の効果的な推進と相談支援事業の充実に努めます。

(2) 市民・NPO法人等

人権が尊重される社会を築くためには、すべての市民が人権問題を自らの課題として受け止め、自主的に取り組んでいく必要があります。また、社会情勢の変化に伴って、人権課題は複雑・高度化し、行政だけでは解決が困難な問題が少なくありません。

学校、地域、企業、市民団体、NPO法人等が、それぞれの立場で人権課題解決のために自主的な取組を行っていますが、市民、各種団体やNPO法人等との協働の考え方をより進め、市民による効果的な取組への支援を行うなど、市民と一体となって人権が尊重される社会づくりを推進します。

2 評価体制

社会情勢の変化等に的確に対応し、より着実に、より効果的に人権政策を推進するため、「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会」に意見を求めるとともに、事務事業評価制度を活用し、定期的に点検・評価を行い、施策の見直しを実施します。

付属資料

1 用語解説

アイヌ	日本とロシアにまたがる北方先住民族。固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化を持つ。平成18年に北海道が実施した「北海道アイヌ生活実態調査」によると、北海道内には、日高支庁及び胆振支庁管内を中心に、2万3千人余のアイヌの人々が暮らしている。平成20年6月6日に国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択された。
エイズ（AIDS）	後天性免疫不全症候群（英：Acquired Immune Deficiency Syndrome の略）。HIVの感染により引き起こる症状の総称をいう。
HIV （エイチ・アイ・ブイ）	ヒト免疫不全ウイルス（英：Human Immunodeficiency Virus）。人の免疫細胞に感染して免疫細胞を破壊する。
NPO （エヌ・ピー・オー）	利益を分配しない組織（英：NonProfit Organization の略）。営利を目的とせず、公益の増進に寄与することを目的として、住民が主体的に取り組む活動を行う民間団体で、公式には「特定非営利活動法人」という。
Q-U （キュー・ユー）	学級生活満足度調査（英：Questionnaire - Utilities の略）。学校生活における児童生徒一人ひとりの意欲や満足度、及び学級集団の状態をアンケートによって測定するもの。
校種間交流	幼稚園・保育所、小学校、中学校又は特別支援学校等の異なる学校種間における相互の交流活動をいう。「校種間連携」に含まれる。
児童虐待	保護者がその看護する児童に対し、身体に外傷が生じる（または生じ得る）暴行を加えたり、わいせつな行為をしたり（またはさせたり）、保護者としての監護を著しく怠ったり、著しい心理的外傷を加える言動を行うこと。
性的指向	性的意識の対象が異性、同性又は両性のいずれかに向かう概念のこと。（英：Sexual Orientation）。大まかに「異性愛」、「同性愛」、「両性愛」に分類される。性的指向を持たない場合は「無性愛」で、性的指向に分類される場合もある。
性同一性障害	生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないために、社会生活に支障をきたす状態。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分になったり、判断能力が失われたりした人について、家庭裁判所が選任した後見人等が本人に代わって財産管理や契約等を行い、本人の権利を守る制度。

男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
DV(ドメスティック・バイオレンス)	配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。(英: domestic violence の略)。
ハンセン病	らい菌(英: Mycobacterium leprae)の感染により発症する感染症で、慢性炎症性の疾患。かつては「らい病」と呼ばれていたが、古くからの偏見に結びついた呼称であるため、菌を発見したハンセン氏にちなんで「ハンセン病」と呼ばれるようになった。
プロバイダ責任制限法	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の通称で、平成14年5月27日に施行された。特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者(プロバイダ)の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利を定めている。
放課後子どもプラン	地域社会の中で、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局との連携を図り、原則として、すべての小学校区で、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」を一体的あるいは連携して実施する、総合的な放課後対策事業をいう。
ユニバーサルデザイン	国籍、言語、年齢、性別、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいう。また、そのような視点であらかじめ都市や生活環境を計画する考え方。

2 「長野市人権政策推進基本方針」策定の経緯

年 月 日	内 容
平成22年10月25日	人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会 委員委嘱、正副会長互選、「長野市人権同和政策推進にかかわる基本方針 について」諮問（以後、平成24年3月28日の答申までの間、計9回開催）
平成23年4月22日	人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会 人権課題に取り組まれている団体からの聞き取り
6月28日	人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会 当事者からの聞き取り（同和問題、障害者、外国人）
平成24年3月28日	伊藤会長より鷲澤市長に「長野市人権同和政策推進にかかわる基本方針」 について答申
5月23日	法規審査委員会（長野市人権政策推進協議会規定の制定）
6月1日	訓令により長野市人権政策推進協議会設置 長野市人権政策推進協議会開催（第1回）
6月20日	長野市人権政策推進協議会幹事会（第1回）
8月10日	長野市人権政策推進協議会幹事会（第2回）
8月20日	人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会 「長野市人権政策推進基本方針（素案）」について審議
10月16日	長野市人権政策推進協議会幹事会（第3回）
10月26日	人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会 委員委嘱、正副会長互選 「長野市人権政策推進基本方針（素案）」について審議
10月31日	長野市人権政策推進協議会（第2回） 「長野市人権政策推進基本方針（素案）」決定
11月5日	「長野市人権政策推進基本方針（素案）」を市議会に報告
11月21日 ～12月20日	「長野市人権同和政策推進基本方針（素案）」に対する意見募集（パブリック コメント） 募集結果 19個人・団体、55件
平成25年1月22日	長野市人権政策推進協議会幹事会（第4回）
1月25日	人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会 「長野市人権政策推進基本方針（案）」について審議
2月1日	長野市人権政策推進協議会（第3回）・部長会議 意見募集（パブリックコメント）の結果報告 「長野市人権政策推進基本方針（案）」を決定
2月5日	「長野市人権政策推進基本方針」を市議会に報告
2月20日	「長野市人権政策推進基本方針」公表

3 人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会答申(平成24年3月)

I はじめに

昭和40年8月11日、同和対策審議会は、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、憲法により保障された基本的人権にかかわる課題である。早急な解決こそ国の責務であり国民的課題であるとの認識の下、あるべからざる差別に一日も早く終止符を打つべく、万全の処置を要望する」との答申を内閣総理大臣に行いました。

昭和44年に施行された「同和対策事業特別措置法」(以下「同対法」という。)、
「地域改善対策特別措置法」(以下「地対法」という。)、
「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地対財特法」という。)
と変遷する中で、長野市でも、同和問題解決のための特別対策事業が積極的に進められてきました。

「地対財特法」が平成14年3月に失効することに伴い、今後の長野市同和対策について諮問を受けた「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会」(以下「審議会」という。)は、平成13年12月26日、同和問題が早期に解決されるよう一般対策に工夫を加え有効適切な施策を講じるとともに、人権のまちづくりに向けた推進体制の整備を図るよう答申を行いました。

一方、人権の世紀といわれる21世紀を迎え、国際的に人権尊重の機運が急速に高まっています。平成13年1月策定された「人権教育のための国連10年長野市行動計画」に基づき、基本的人権の尊重を基盤に部落差別の問題を重要な柱としてあらゆる差別や人権侵害をなくすため、様々な取組が行われています。

しかし、近年の世相の変化はきわめて早く、国際化、情報化、少子高齢化など社会構造の急激な変化に伴って、様々な人権課題が生じています。平成23年6月、長野市が実施した「人権とくらし」意識調査でも、身の回りにある切実な差別(人権侵害)として、貧富の格差、インターネットによる人権侵害などの新たな課題を挙げる人が目立っています。

そのような中、平成22年10月25日、審議会は、市長から、社会情勢の変化に適切に対応した「長野市人権同和政策推進にかかわる基本方針」策定について諮問を受け、約1年半にわたり調査審議を重ねてきました。審議の過程では、当事者からの聞き取りをはじめ、人権課題にかかわる団体からの聞き取り、長野市の個別施策担当課の現状説明等を実施し、当事者が抱えている課題や思いに視点を当て、施策の検証等を行いました。

延べ9回にわたる審議の結果、当事者の願いが具体的に施策に反映されること、全ての市民が自らの課題として人権課題に率先して取り組むことを基軸として、次のとおり答申いたします。

長野市におかれては、本答申を尊重し、すべての人が共に心豊かな生活を送ることができるよう、あらゆる差別のない人権尊重社会の実現に向け、時代に対応した総合的な取組を推進されるよう要望します。

II 人権同和政策の基本理念

1 人権の捉え方

人権は、人の権利であり、日本国憲法に規定されている基本的人権と同義と捉えられています。

人権を尊び差別のない明るい長野市を築く条例第1条では、「すべての国民の基本的人権の享有及び法の下での平等を保障する日本国憲法の理念並びに部落解放都市宣言の精神にのっとり、人権意識の高揚を図ることにより、部落差別等あらゆる差別のない明るい長野市を築く」ことを目的と定めています。

基本的人権について、「個人の尊厳」を基本原理とする日本国憲法では、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、侵すことのできない永久の権利」として国民に保障しています。

また、昭和23年12月10日、国連総会で採択された人類社会のすべての人々に対する「世界人権宣言」には、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とあります。

これらのことから、基本的人権とは、「その人の自由と尊厳が守られるために全ての人が生まれつき持っている基本的な権利」であり、「いかなる理由によっても差別されない権利」であると考えられます。また、基本的人権は、私たちが社会の中で幸福な生活を営むための人間としての固有の権利であり、人間であるからこそ持っている権利でもあります。

一方で、自由と権利は無制限ではなく、法の下に平等であることを保障されているのであつて、公共の福祉に反するものであつてはなりません。また、個人尊重の意識の広まりや、高度情報化社会の中で、従来問題とされなかったものが人権課題とされることが増えています。

いずれにしても、個人の生命と自由が守られ、幸福を追求する権利は人が生まれながらに持つ権利であり、普遍的なものです。私たちは、時代の変化に惑わされることなく、「人間の尊厳」を基底に据えて人権を捉える必要があります。

2 人権同和政策の基本理念

長野市では、基本的人権の尊重を基盤に部落差別の問題を重要な柱としてあらゆる差別や人権侵害をなくすための取組を人権同和政策と位置付けています。

21世紀は人権の世紀といわれています。世界中の国々が人権尊重社会の実現に取り組む中、国際社会の中で責任ある地位を占めるわが国においても、あらゆる人権課題に総合的に取り組んでいくことが求められています。

過疎化、少子化、高齢化の急速な進展など将来への明るい展望が見出しづらい状況の中で、自殺、いじめや虐待、性犯罪など、「人間の尊厳」が侵害される事件が多発しています。また、様々な格差の拡大や核家族化に伴って、地域社会の中での結びつきが希薄になりつつあります。

長期にわたる経済の停滞が続く中、平成23年3月11日の東日本大震災、福島第一原発事故による放射能汚染などにより、新たな人権問題も生じています。

人権が尊重される社会とは、人権の基本理念である、一人ひとりの生命が尊重され、自由が保障され、幸福追求が認められる社会でなければなりません。このためには、市民一人ひとりの人権意識を高め、人間としての尊厳を互いに認め合う社会風土をつくることが求められます。

また、「第四次長野市総合計画」では、「すべての人が共に生きる社会を築いていく上で、差別や偏見の解消は重要な課題となっており、同和問題・外国人・子ども・高齢者・障害者などあらゆる分野の人権を尊重する意識を高める教育・啓発活動をしていく」とうたっています。

物質的豊かさと引き換えに失われつつある心のゆとりを取り戻し、人と人のつながりの中で共に助け合い支え合う地域コミュニティ再生の取組が都市内分権改革で進められており、地域における人権尊重意識の高揚は、住民自治協議会の必須事務として位置付けられました。

差別は、決して差別される側の問題ではありません。差別する人がいなければ差別は起こりません。なぜ差別をするのか、どうしたら差別をなくすことができるのか。私たちは、身近にある差別を自らの問題として常に意識し、差別される側に立って考え、行動し、学ばなければなりません。差別される当事者の立場に立って考える視点が育たなければ、いくら研修会に出席しても、知識の習得だけで終わってしまいます。

市民一人ひとりの個性や多様性を認め、異なった考え方や生き方が尊重される、平等な社会を築くことが人権同和政策を進める上での基本であり、全ての市民が人権問題を自らの問題として受け止め、市民と行政が一体となって差別のない明るい社会づくりに積極的に取り組んでいく必要があります。

III 長野市における人権同和政策にかかわる取組と審議会

1 人権同和関係法令及び長野市の取組

昭和44年7月に10年間の時限立法として「同対法」が成立したことを受けて、長野市では昭和47年4月、福祉部に同和対策室を設置しました。

昭和49年には同和対策課に改組し、環境改善事業、住宅対策、経済向上対策、福祉向上対策等に集中的に取り組んできました。

また、同和問題解決の拠点として、昭和49年に若穂隣保館、昭和51年に大豆島隣保館、昭和55年には財団法人長野県隣保会館と併設で若里に中央隣保館が設置されました。

一方、長野市教育委員会では、昭和47年、学校教育課指導係及び社会教育課社会教育係が同和教育に関する事務を分掌することとなり、同年、市内の全小中学校を研究校指定し、昭和49年4月には学校同和教育指導計画が作成されました。

同年、同和教育推進教員が配置されるとともに、大豆島解放子ども会が発足しました。事業拡大を受けて昭和50年4月、同和教育課が設置され、昭和52年4月には同和対策集会所の設置及び管理に関する条例及び規則を施行するとともに、長野市企業同和教育推進協議会が設立されました。

昭和53年3月には、「人権を尊重しあう市民のつどい」の前身となる、第1回「部落問題を考える市民の集会」が開催されました。

市議会でも、同和問題の解決を重大な市民の課題と受け止め、昭和51年4月10日に「部落解放都市宣言」を行いました。また、昭和56年9月には、市議会議長名で内閣に対し、「同対法」の充実強化に関する意見書を提出しています。

このように、長野市では、行政、教育、議会の三者が一体となって、同和問題解決のために取り組んできました。

「同対法」は、昭和53年10月に3年間の延長が可決されましたが、昭和57年3月末で期限切れとなったため、同年4月、5年間の時限立法として「地対法」が施行され、対象地域とその周辺地域と連帯、協調を図りながら事業が継続されることとなりました。

昭和62年には「地対財特法」が施行され、その後平成4年及び平成9年、それぞれ5年間延長され、着手済みの事業等一部の事業について経過措置として行うこととなりまし

た。これをもって特別対策という手法による同和対策は終了し、以後は一般対策に工夫を加えて取り組むことになりました。このため、個人給付事業については一部経過措置を残して廃止を決定、協調団体に対する補助金は5年間で漸減することとし、教育・啓発事業については同和問題を人権課題の重要な柱と捉え、創意工夫を加えて継続することになりました。

また、平成14年4月には、同和対策課から人権同和対策課に、同和教育課は人権同和教育課に名称変更し、同和教育は人権同和教育に改められました。

21世紀を目前に控えた平成6年12月の国連総会において、平成7年から平成16年までの10年間の「人権教育のための国連10年」とすることが決議されました。

これを受けて政府は、「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成7年12月15日、閣議決定により、内閣に「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成9年7月、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

また、長野県においても、平成9年10月に知事を本部長とする「長野県人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、県民一人ひとりが人権尊重の意識を高め、様々な差別意識の解消を図るための基本方針と施策の方向を明らかにするため、平成11年3月、「人権教育のための国連10年長野県行動計画」を策定しました。

長野市では、平成12年4月、市長を本部長とする推進本部が設けられ、平成13年1月、「人権教育のための国連10年長野市行動計画」が策定されました。この行動計画に基づき、人権にかかわる各部署との連絡会議を設け、人権関連施策の検討・実施及び個別施策推進に係る基本計画等への反映に努めてきました。また、これを契機に、福祉施策として実施されていた各事業について、人権尊重の視点を加えて見直しが行われています。

女性に関する分野では、平成7年4月、勤労者及び女性の福祉増進と市民活動を助長し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的に「勤労者女性会館しなのき」が設置されました。平成11年6月、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、総合的かつ計画的に施策を推進することを目的に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成13年4月には、配偶者からの暴力の防止と被害者保護を目的に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。長野市では、男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画を推進するために、平成15年4月、「長野市男女共同参画推進条例」を施行しました。

子どもに関する分野では、世界的な視野から児童の人権の尊重、保護の促進を目指して平成元年の国連総会で採択された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に、日本は平成6年に批准しました。また、平成12年5月、児童虐待の防止と児童の権利利益の擁護を目的に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されました。長野市では、小中学校を中心に子どもの権利条約について学習を深めるとともに、子ども広場、ファミリーサポートセンター等の子育て支援施設の整備、虐待等による要保護児童の早期発見、家庭の教育力向上対策等に取り組んでいます。

高齢者に関する分野では、平成9年11月、介護する家族の負担を軽減し、社会全体で介護を支える新しい仕組みとして「介護保険法」が制定され、高齢者介護の枠組みが大きく変化しました。平成18年4月には、「高齢者の虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」が制定されました。長野市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域包括支援センター等を中心に、総合相談、高齢者の虐待防

止、権利擁護に関する事業等に取り組んでいます。

障害者に関する分野では、平成16年6月、「障害者基本法」が改正され、障害者の自立や社会参加がより強調され、更に障害者に対する差別の禁止と合理的な配慮について規定されました。平成17年11月、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援することを目的に「障害者自立支援法」が制定されました。平成20年5月、「障害者の権利条約」が発効し、政府は批准に向けて条文の検討と法体系等の見直しに取り組んでいます。平成23年6月には、「障害者の虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」が制定されました。これらを受けて長野市では、障害者の成年後見及び地域生活相談の支援に取り組んでいます。

外国人に関する分野では、国際理解・国際親善につなげるため、長野冬季オリンピック開催を控えた平成8年に「一校一国運動」が始まり、市内の小中学校ごとに、長野冬季オリンピック参加の特定一国について深い研究・国際交流を図る形で展開され、市民のオリンピックに対する意識の高揚と、国際理解の推進に大きく貢献しました。この運動は、その後のオリンピックでも導入され、今ではIOCのプログラムに位置付けられています。また、平成15年6月には、もんぜんぷら座に「国際交流コーナー」を設置し、外国人への生活支援と、情報提供を行っています。

HIV感染者、ハンセン病患者等に関する分野では、平成10年10月に「感染症法」が制定されたことにより、平成11年4月、「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」が廃止され、その内容は「感染症法」へと引き継がれました。同年同月、中核市移行とともに長野市保健所が設置され、精神保健、感染症予防、食品衛生等に関する事務が県から移譲されました。

市職員に対する研修では、一般研修を見直し、平成13年度より新任職員研修に人権同和問題を位置付けたほか、部局ごとに人権同和教育推進員を設置し、職場単位で必須研修として取り組んでいます。更に、地域で開催される人権同和教育研修会、住民集会等の開催情報を逐次職員に提供し、参加勧奨を図っています。

平成12年12月、人権教育・啓発の推進に係る国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、平成14年3月には、同法第7条の規定に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、国の人権教育・啓発の指針が示されました。

平成15年4月、日常の暮らしの中で生じる様々な人権問題について専任相談員が相談に応じる「心配ごと悩みごと相談室」が中央隣保館に設置されました。また、人権擁護委員協議会と連携し、「特設人権相談所（暮らしの中の悩みごと相談所）」を開設し、相談機会の充実に努めています。

平成17年1月、豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡村との合併に伴い、豊野町が設置した隣保館と人権同和教育集会所2施設が引き継がれました。

平成19年4月1日、保健福祉部人権同和对策課と教育委員会人権同和教育課が統合し、保健福祉部に人権同和政策課が設置されました。これに伴い、教育委員会の権限に属する人権同和教育にかかわる事務は、保健福祉部長が補助執行することとなりました。

平成22年1月には、信州新町及び中条村との合併により、人口約38万7千人、面積834.85km²となり、平成の二度の合併を経て市域は2倍以上に拡大しました。

平成22年4月、長野市版都市内分権改革に伴い、市内32地区で住民自治協議会が本格的にスタートし、人権同和教育指導員の配置、人権同和教育・啓発活動（活動を担当す

る部署の設置、研修会、住民集会の開催）の実施が必須事務として位置付けられました。また、連合会組織の見直しに伴って、人権同和教育促進連絡協議会は平成 22 年 3 月末をもって解散しました。

2 審議会の設置背景と目的

昭和 42 年、部落解放審議会条例に基づき部落解放審議会が設置され、市長の諮問に応じて、同和対策に対する意見具申を行ってきました。

昭和 60 年 5 月、部落問題の根本的解決を図ることを目的とした「部落解放基本法（案）」が、「部落解放基本法」制定要求国民運動中央実行委員会により発表されました。

長野市でも、昭和 60 年に「部落解放基本法制定要求国民運動長野市実行委員会」が組織され、同委員会は、平成 6 年 6 月 7 日、92,188 名の署名を添えて、「部落差別の根絶を願い、人権意識の高揚を求めるための条例」の制定を市長及び市議会議長に求めました。

これを受けて、平成 6 年 8 月 18 日、市長は、部落解放審議会に、「長野市における部落差別の撤廃と人権擁護に関する条例」について、制定の是非を含め、諮問を行いました。

約 2 年間にわたる審議の末、人権尊重が世界の潮流となっている中で、平成 10 年の長野オリンピック冬季競技大会並びに長野パラリンピック競技大会の開催を控え、国際都市として飛躍する長野市にとって人権意識の高揚は大きな課題であるとの見地から、平成 8 年 4 月 8 日、同審議会は市と市民の責務を明確にするとともに、人権意識の高揚を図り、差別のない明るい長野市を実現するための条例制定を市長に答申しました。

長野市を挙げて「部落解放基本法」の制定を求めてきた経過があること、「地対財特法」が平成 9 年 3 月末をもって期限切れとなり（実際には 5 年間延長された）、同和行政の具体的方策を打ち出さなければならない時期を迎えていること等を踏まえ、長野市は、平成 8 年 7 月、「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く条例」を施行し、新たに審議会が設置されるとともに、部落解放審議会条例は廃止されました。

「地対財特法」の失効が間近に迫った平成 13 年 5 月 14 日、市長は審議会に今後の長野市の同和対策について諮問を行いました。

平成 13 年 12 月 26 日、審議会は、生活環境など物的な基盤整備はおおむね完了し、格差は大きく改善されたという認識の下、教育、就労、産業等の面で残している格差是正に向けて一般対策に工夫を加えて実施すること、依然として残る差別意識の解消のため、同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築するよう答申を行いました。

平成 14 年度以降、審議会は、人権政策の充実に向け長野市の人権関連施策について調査研究を行いました。諮問事項がなかったことから、平成 16 年 8 月を最後に休会となっていました。

しかし、平成 13 年の答申から 9 年近くが経過する中で、近年の国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会情勢の急激な変化に伴って様々な人権問題が生じており、審議会は、平成 22 年 10 月 25 日、市長から社会情勢の変化に対応した「長野市人権同和政策推進にかかわる基本方針」策定について諮問を受けました。

このため、平成 22 年度 2 回、平成 23 年度 7 回の審議会を開催し、当事者や民間団体の皆様に協力をいただきながら慎重に調査審議を重ねてきました。

3 審議の経緯

平成 22 年度第 1 回審議会では、委員の委嘱の後、正副会長を選出し、市長から諮問を受けるとともに、審議会再開の経過、今後のスケジュール等について審議を行いました。

第 2 回審議会では、「人権とくらし」意識調査の調査項目及びスケジュール、人権課題に取り組んでいる団体からの聞き取りの実施等について審議を行いました。

平成 23 年度第 1 回審議会では、人権課題に取り組んでいる団体からの聞き取りを行いました。ここでは、人権同和教育促進連絡協議会が果たしてきた役割の重要性が確認され、住民自治協議会制度の中で、いかにしたらこれまでのように全市レベルでも各地区レベルでも従来の機能が維持できるのかが焦点となりました。

第 2 回審議会では、長野市の人権課題に対する取組について関係各課から説明を受けるとともに、当事者からの聞き取りを行いました。現実存在する差別の実態に触れ、当事者の立場に立った施策の推進や、民間団体との連携の必要性が議論されました。当事者及び関係団体の皆様のお話を直接お聞きすることができたことは、本答申の取りまとめに当たり重要な役割を果たしており、ご出席いただいた皆様に心から感謝するものです。

第 3 回審議会では、人権にかかわる長野市の個別施策担当課より、現状と課題、今後の方向についての説明を受けました。

第 4 回審議会では、これまでの審議経過を踏まえ、市民のつどい、部落解放都市宣言、子ども人権同和教室、学校人権同和教育研究指定校、住民自治協議会人権同和教育啓発担当部署の横のつながりの 5 項目について論点整理を行いました。

第 5 回及び第 6 回審議会では、答申に向けて素案の検討を行い、第 7 回審議会にて答申の成案を得ることができました。

IV 長野市における人権に関する実態

1 人権課題に取り組んでいる団体からの聞き取り

審議会として、様々な分野で活動している団体の活動状況等を確認したいということで、平成 23 年度第 1 回審議会に、NPO 法人人権センターながの、長野市国際交流コーナー、松代地区人権同和教育促進協議会の三団体を招いて聞き取りを行いました。

NPO 法人人権センターながのからは同和問題の分野についての発言があり、行政の窓口では解決ができないものもあるので相談体制のあり方について民間団体とも連携していくなど、あらたな相談・支援の位置付けを考えていく必要があること、同和問題解決のためには隣保館活動は非常に重要であり、隣保館に人が集まるような仕組みづくりを考える必要があること等の意見が報告されました。

長野市国際交流コーナーからは外国人の分野についての発言があり、言語の問題による教育、結婚、仕事の問題が課題としてあげられました。教育では、外国籍児童生徒は日本語能力が不十分な場合、高校への編入や入学が困難なこと、小・中学校に入学できた場合でも外国籍だからという理由だけでいじめられることがあり、結婚では、最近では開発途上国の女性との国際結婚が増えているが、外国籍妻は、日本語が流暢でないことや文化習慣の違いから、周囲から不信感を持たれたり近くに相談できる相手がいないこと、仕事では、就労差別や職場内での不当な扱いがあること等の状況が報告されました。

松代地区人権同和教育促進協議会からは人権同和教育・啓発活動についての発言があり、平成 22 年度から都市内分権が本格的にスタートし、各地区の人権同和教育・啓発活動に

については必須事務として位置付けられたが、今まで各地区の人権同和教育促進協議会で組織されていた人権同和教育促進連絡協議会が廃止となり、各地区との情報交換の機会が失われ、地域格差が拡大している等の状況が報告されました。

2 当事者からの聞き取り

三団体からの聞き取りを踏まえ、同和問題、障害者、外国人の分野については当事者の思いを確認したいということで、平成23年度第2回審議会に、それぞれの分野で二組の方を招いて聞き取りを行いました。

同和問題については、二組の方から結婚問題にかかわる話がありました。一組の方は家族で出席していただき、結婚差別は昔のことだと思っていたが、まだなくなっておらず、自分がその立場になってしまったこと、相手の親の理解を得られず、未だに妻が実家に自由に帰れないことが語られました。そして二組の共通する課題として、依然として周囲が反対するなど深刻な差別が解消されていないこと、結婚問題について相談しようとしたときに相談先が見当たらないので、親身になって相談できるような窓口や機関が必要なこと等の意見が報告されました。

また、都市内分権がスタートし、人権同和教育啓発活動は住民自治協議会の必須事務として位置付けられているが、各地区の住民自治協議会に任せてしまうのではなく、長野市の責務として積極的に人権同和教育啓発活動を推進していく必要があること等の意見が報告されました。

肢体不自由（腰から下の両下肢が不自由）の身体障害者の方からは、体が不自由でも可能なことは何でも体験しようと思いがけられたことが現在の自分に結びついているが、自分自身ではどうにもならない雇用の壁にぶつかったこと、健常者と障害者との人間同士の相互理解が必要であり、社会的弱者も含めてお互いに助け合う活動が大事だということ等の意見が報告されました。

知的障害者（自閉症）の保護者の方からは、最近では周囲からの差別的な扱いは少なくなってきたこと、本人に適した活動の場、生活の場が少ないので、本人が住む地域に作業所、グループホーム、ケアホーム等が必要であること、障害程度の早期把握、早期適性療育により個人の有する力を育成し知的・社会的力量をつけ、本人のできることがしっかり認められ、できない所は社会が補い、知的障害者の生涯を社会が背負っていく体制づくりにより、知的障害者の人権が守られること等の意見が報告されました。

日中友好協会会員の方からは、言語が異なるため生活していく上で必要な情報が得にくいこと、日本語によるコミュニケーションが必要であり、仕事をしながら日本語の勉強をしたこと、日本では子どものいじめが課題となっているので、学校での人権教育が必要なこと等の意見が報告されました。

ブラジル国籍の方からは、外国人住民も生活者であり長野市民であることを認めてほしいこと、地域社会の一員として共に生きていくことが出来る多文化共生の地域づくりを推進してほしいこと等の意見が報告されました。

3 「人権とくらし」意識調査と結果

(1) 調査方法と回答率等

長野市では「人権とくらし」意識調査を5年に一度実施しており、今回が6回目の調査で、20歳以上の市民5,000人を対象に、6月1日から6月15日の期間で郵送により

実施しました。質問数は29問で、「人権一般」、「様々な人権課題」、「市の人権同和教育啓発施策」について調査をしました。回答者数の合計は2,086人で、回収率は41.7%でした。

(2) 主な項目の調査結果

ア 人権一般について

「身の回りの差別(人権侵害)について、どんな問題を切実な問題と考えますか。(三つ以内で選ぶ)」については、「障害者」が男女とも最も高く、全体では33.7%となっており、次いで「貧富の格差」24.8%、「インターネットによる人権侵害」22.7%と続いています。全体では4番目の「同和問題」と回答した割合が、男性25.7%と女性より8.5ポイント高く、男性では「障害者」、「貧富の格差」に次いで3番目となっています。「同和問題」は、5年前に比べ順位が3番から4番に下がっていますが、割合は21.1%と0.3ポイント上昇しています。

イ 様々な人権課題について

(ア) 同和問題

「部落差別が今もあると思いますか。」については、「まだまだたくさんある」と「だいぶなくなったが、少しはある」を合わせた割合が60.9%で前回より5.5ポイント増えています。その割合が男女別では、男性が女性より5.9ポイント高くなっています。「あると答えられた方で、どのような差別がありますか。」については、「結婚問題で周囲が反対する」が60.2%で最も高く、次いで、「差別的な言動をする」16.6%、「身元調査をする」15.1%と続いています。「結婚問題」については女性が62.5%と男性より4.8ポイント高くなっています。

「同和問題について、初めて知ったのは「いつ」ですか。」については、54.9%の人が小学校の頃までに知り、74.7%の人が中学校の頃までに知ったと回答しています。「どのようにして知ったのですか。」については、「学校の授業で」が41.7%で最も高く、次いで、「父母や家族から聞いて」21.2%、「友だちから聞いて」8.6%と続いています。「学校の授業で」と回答した割合が前回より7.2ポイント増えています。

そのほか、「同和問題について知ったときの印象」、結婚されていないお子さんをお持ちの方への質問で「お子さんが結婚しようとする相手が、同和地区の人と知った場合」、結婚されていない方への質問で「あなたが同和地区の人と恋愛し、結婚しようとしたとき、家族や親戚から強い反対を受けたら」、「同和問題解決に対するあなたの考えに近いもの」の調査結果については、「V 分野別施策の現状・課題と方向性」の同和問題の分野に掲載しました。

(イ) 外国人

「人権上問題があると思われること(二つ以内で選ぶ)」については、「言語が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくい」が60.0%で最も高く、次いで、「交際や関わりを避けるなど、地域社会での理解や認識が十分でない」29.9%、「就職・職場での不利な扱い」27.4%と続いています。

(ウ) 女性

「人権上問題があると思われること(三つ以内で選ぶ)」については、「男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)を押しつけられる」が45.5%で最も高く、次いで「就職・職場での不利な扱い」43.8%、「職場におけるセクシャ

ル・ハラスメント（性的いやがらせ）」29.5%と続いています。

(エ) 子ども

「人権上問題があると思われること（二つ以内で選ぶ）」については、「仲間はずし」や「無視」、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたり、させたりするなど、いじめを行う」が72.6%で最も高く、次いで、「親が、子どもに暴力を加えたり、食事を与えなかったりという虐待をする」56.3%、「ケータイやインターネットによる被害（ネットいじめ、性被害等）」24.8%と続いています。

(オ) 高齢者

「人権上問題があると思われること（三つ以内で選ぶ）」については、「悪徳商法の被害者が多い」が37.5%で最も高く、次いで、「経済的に自立が困難」37.0%、「働ける能力を發揮する機会が少ない」30.9%、「公共交通機関での移動が不便」、「周囲の人の認知症に関する理解が不足」と続いています。

(カ) 障害者

「人権上問題があると思われること（三つ以内で選ぶ）」については、「人々の障害者に対する理解が足りない」が53.6%で最も高く、次いで、「就職・職場での不利な扱い」43.0%、「差別的な言動をされる」30.2%、「じろじろ見られたり、避けられたりする」、「公共交通機関での移動が不便」と続いています。

(キ) アイヌの人々

「人権上問題があると思われること（二つ以内で選ぶ）」については、「独自の文化や伝統の保存、伝承が図られていない」が48.5%で最も高く、次いで、「差別的な言動をされる」34.1%、「無回答」24.3%と続いています。

(ク) HIV感染者等

「人権上問題があると思われること（二つ以内で選ぶ）」については、「結婚問題で周囲が反対する」が34.4%で最も高く、次いで、「差別的な言動を受ける」34.0%、「治療や入院を断わられる」32.3%、「就職・職場での不利な扱い」と続いています。

(ケ) ハンセン病患者・元患者等

「人権上問題があると思われること（二つ以内で選ぶ）」については、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難」が51.5%で最も高く、次いで、「差別的な言動を受ける」32.5%、「就職・職場での不利な扱い」30.2%と続いています。

(コ) 犯罪被害者等

「人権上問題があると思われること（二つ以内で選ぶ）」については、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなったりする」が51.6%で最も高く、次いで、「犯罪行為によって精神的なショックを受ける」38.4%、「事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされる」28.2%と続いています。

(サ) 性的指向及び性同一性障害者

「人権上問題があると思われること（二つ以内で選ぶ）」については、「差別的な言動を受ける」が49.8%で最も高く、次いで、「職場、学校において、嫌がらせをされる」37.7%、「じろじろ見られたり、避けられたりする」29.2%と続いています。

(シ) インターネット

「人権上問題があると思われること（二つ以内で選ぶ）」については、「他人を

誹謗中傷する表現を掲載する」が68.7%で最も高く、次いで、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」44.0%、「差別を助長する表現を掲載する」24.9%と続いています。

ウ 人権同和教育啓発施策について

「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く条例」があることを知っていますか」については、「知らない」と回答した割合が48.8%と「知っている」の43.1%を5.7ポイント上回っています。「知っている」と回答した割合は、前回より3.4ポイント増えています。「知っている」と答えた方の考え方については、「部落差別をはじめとする様々な差別が現実があるので、条例制定は当然であり、市と市民が協働して差別をなくす取組を進めていく必要がある」が57.5%で最も高く、前回より15.0ポイント増えています。次いで、「知っているが、あまり関心はない」32.9%、「よくわからない」8.3%と続いています。「条例制定は当然であり、市と市民が協働して差別をなくす取組を進めていく必要がある。」と回答した割合が、男性64.1%と女性より12.8ポイント高くなっています。「取組を進めていく必要がある」と回答した方が、過去3回の調査では40%台でしたが、今回の調査では57.5%と半数を超えています。

「人権同和教育を学校で推進していること」については、「現在の進め方でよい」が34.2%で最も高く、次いで、「よくわからない」19.9%、「現在よりもっと積極的に取り組むべきである」19.3%と続いています。「積極的に取り組むべき」と「現在の進め方でよい」を合わせると、半数以上の53.5%の方が、人権同和教育を学校で推進することには肯定的です。

「あらゆる差別をなくそうと地域で活動している「子ども人権同和教室」についての考え方」については、「子どもの頃から人権同和教育を正しく学ぶことは差別をなくすために大切なことである」が31.6%で最も高く、次いで、「学校と連携をとりながら、子どもの頃から人権感覚を高めていく活動は意義がある」27.9%、「子ども人権同和教室で、とりたてて活動する必要はない」15.0%と続いています。

「社会人権同和教育についての考え方」については、「現在取り組んでいることを継続していけばよい」が26.9%で最も高く、次いで、「同和問題をとりあげるとかえって差別が現れるので、取り組まない方がよい」21.6%、「時間をかけて、着実に取り組むのがよい」16.7%と続いています。「公民館・住民自治協議会・企業人権同和教育推進協議会などで、もっと積極的に取り組むのがよい」と回答した割合が11.3%で前回より3.5ポイント増えています。「積極的に取り組む」、「継続して取り組む」、「時間をかけて着実に取り組む」を合わせると、半数以上の54.9%の方が、社会人権同和教育を推進することには肯定的です。

「社会人権同和教育啓発の推進を図っていくには、どんな点に留意すればよいか(二つ以内で選ぶ)」については、「テレビ・映画・ラジオによる啓発活動の充実」が30.2%で最も高く、次いで、「講演会・研修会・懇談会などの学習会の充実」25.0%、「よくわからない」23.3%、「広報紙による啓発活動の充実」と続いています。

注：本答申にある同和地区とは、いわゆる被差別部落と同義である。

V 分野別施策の現状・課題と方向性

1 同和問題

■ 現状と課題

長野市では、基本的人権の尊重を基盤に同和問題を重要な柱として、あらゆる差別や人権侵害をなくす取組を行ってきました。それにより一定の成果は上がっていますが、部落差別の根絶には至っていません。

また、「同対法」等の特別措置法の終了に伴い、「部落差別はなくなった」という声も聞かれます。しかし、「法律」がなくなっても同和問題が解決したわけではありません。

同和問題の現状を捉えるにあたっては、「同和対策審議会答申」のいうところの実態的差別（同和地区の実態）と心理的差別（人権侵害・差別事象）の実態の現実がどうなっているのか。また、市民意識がどうなっているのかを注視しました。

しかし、長野市では、被差別当事者の人権侵害の状況や生活実態を把握する実態調査が、平成11年以降行われていないため、審議会では、人権課題に取り組んでいる団体、及び当事者からの聞き取りを行いました。

(1) 実態的差別（同和地区の実態）

同和地区は、実態的差別である環境、就労、福祉、教育等において、かつての状況は一定程度改善されましたが、課題が無くなったわけではありません。こうした課題は、同和地区だけの課題ではありませんが、同和地区には、集中して、強く現われる傾向があります。

社会構造の変化や情報化の進展により、従来考えられなかったような、新たな課題や固有の課題も生じています。

(2) 心理的差別（人権侵害・差別事象）

人権侵害はあとを絶ちませんが、差別意識は潜在化する傾向があるため、表面化するのとはごく一部です。特に、「越えがたき最後の壁」と言われている結婚差別は、プライバシーの問題もあって、なかなか表面化しません。審議会では、当事者から直接聞き取りを実施した結果、今もなお、厳しく深刻な問題として存在していることが明らかになりました。

当事者は、「聞いてくれるところはあっても（解決のため）相談・支援してくれるところがなかった」と言い、その後NPO法人に相談し、支援されなかったら「どうなっていたかわからない」と、命にかかわる選択もあったことが訴えられました。

また、差別発言、差別落書き、差別文書などの差別事象も起きています。同和地区の所在を尋ねる「問い合わせ」の電話が、市内の公的機関等にかかっています。そのどれもが同和地区に対する忌避意識から起こっていると考えられます。

さらに、インターネットにおける誹謗中傷の書き込み、古地図と現在の地図を合わせ、同和地区を特定し、映像を使って同和地区をインターネット上にさらすという、新たな問題も起きています。

(3) 市民の意識

ア 平成23年6月、長野市が行った「人権とくらし」意識調査では、「同和問題を知ったとき、どのような印象を持ったか」という質問では、「自分は被差別部落に生まれなくてよかった」6.8%、「自分には関係ないことだと思った」5.1%と、合わせて11.9%の人が、同和問題を自分の問題として捉えられない現実があります。

- イ 結婚の問題では、「結婚していない子どもがいる人への質問で、子どもが同和地区の人と結婚すること」に「賛成し、協力する」は7.7%、「子どもの意志を尊重する」が66.8%、一方、「親としては反対するが子どもの意志が強ければしかたがない」19.2%、「反対があれば結婚を認めない」4.6%、「絶対結婚を認めない」が1.7%と、何らかの形で反対の回答が25.5%と、約4人に1人が反対の意志があることが明らかにされました。
- ウ 「結婚をしていない人への質問で、同和地区の人と恋愛し、結婚しようとしたとき、家族や親戚から強い反対を受けたら」には、「自分の意志を貫いて結婚する」が28.3%、「まわりを説得して結婚する」が53.2%、これに対して「反対があれば結婚しない」は18.5%と、約5人に1人は結婚しないと答えています。
- エ 「同和問題の解決に対する意見」では、「自分の問題として解決に努力すべきだと思う」と答えた人が26.8%（平成20年6月に長野県が行なった人権に関する県民意識調査の29.6%より低い）で、反対に「他人任せ」「直接関係ない」「そっとしておく」「なくなる」「考えていない」と回答した人は67.0%と、無関心・消極的な回答が非常に多い状況です。この質問を年代別でみると、若い人ほど無関心・消極的な回答が多く、特に20代では「どのようにしても差別はなくなる」と24.1%と、最も高くなっています。
- オ 「人権とくらし」意識調査からは、同和問題が「市民自らの課題」にはなっておらず、差別を見抜き、差別撤廃に立ち向かう実践力は、未だ市民全体には広がっていないことが伺えます。

■ 施策の方向

(1) 同和問題の基本認識を踏まえた施策

同和問題は「同和対策審議会答申」にもあるとおり、日本の歴史の中で長年かけて形成されてきた、深刻で重大な差別問題です。

同和問題の解決のためには、こうした基本認識を踏まえ、長野市を挙げて取り組むことが必要です。長野市の責務として、また、市民一人ひとりの課題として、取り組んでいくことが重要です。取組にあたっては当事者の声をしっかりと受けとめることが大切です。

(2) 同和問題の歴史性、固有性、実態を踏まえた施策

同和問題を解決する取組をめぐっては、ときに様々な意見の対立があります。意見の対立の多くは「差別の有無」にかかわる認識の違いに起因しています。差別、問題点、課題がなければ、当然施策は必要ないのです。しかし差別の現実がある以上、取組は必要となります。どんな取組が必要かを考えるとき、最も重要なのは、どのような差別があるのかを知ることです。そのためには、従来の実態把握に加えて、被差別体験や思い、また地域の日常（会話等）に登場する差別の現実を把握することです。

長野市の施策は、基本的に教育と啓発が中心ですが「相談・支援」など、実態に合わせた具体的な諸施策も必要です。

また地域、学校、企業、民間団体、NPO法人などとの共同、協働の取組が必要かつ重要です。

(3) 総合的、専門的、当事者性を踏まえた相談・支援体制の確立とその推進

同和問題における人権侵害や差別事象には固有性があるため、総合的、専門的、当

事者性を踏まえた相談活動が必要です。

特に結婚差別の問題は、命にかかわる緊急な対応が必要な場合もあり、相談体制を整備することが急務です。また、相談に訪れた人へのその後の支援、その支援の継続により、差別をなくそうという人々の輪を広げ、つなげていく取組も重要です。

こうした点を踏まえて、民間団体、NPO法人などと連携協働を図り、より実効性のある相談・支援体制の仕組みをつくる必要があります。

(4) 実態把握

他の人権課題と同様に、同和問題の解決のためには、まず、実態を把握する必要があります。生活実態、人権侵害などの差別の実態のほか、当事者の心理的被害の実態も把握する必要があります。把握した実態を今後の施策に活かすためにも、専門家による調査分析が求められます。

(5) 当事者の権利としての「自覚」「自立」「自己実現」に対する支援

当事者のほとんどが、何らかの機会、時期に同和地区出身であることを知り、それをマイナスとして捉え、胸を張ってふるさとを語れない現状があります。それは社会に偏見や厳しい差別があるからです。

結婚差別の当事者からは、「もし解放子ども会に通っていなければ（自分が被差別部落であるという自覚がなかったら）、親を恨んでいたかもしれない」との発言がありました。識字学級で学ぶ女性は「文字を知る中で、自分も、親も悪くなかったんだということを知った。自信が生まれ、いつも人の影に隠れていた自分が前に行けるようになった」と言っています。

同和問題の解決に向けては、当事者が「自覚」「自立」「自己実現」していくことが大切であり、それが実現できるような支援が必要です。そのためには、当事者が継続して学んでいける場所と機会が必要です。

(6) 教育・啓発

「人権とくらし」意識調査の中では、人権同和教育を受けてきた若年世代に、同和問題に対する無関心・消極的傾向が伺えることから、これまでの同和教育の成果と課題を検証し、課題克服に向け、正しい知識の普及と理解を進める必要があります。

(7) 隣保館、人権同和教育集会所の活用と強化

隣保館は、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の拠点です。したがって、差別撤廃に向けた事業を推進することが必要であることはいうまでもありません。

そのためには、相談事業を強化していくことが重要です。相談者のニーズに合わせた相談活動が求められると同時に、市内4館の情報交換、各種関係機関との連携も重要です。

隣保館がない地域では、人権同和教育集会所等を有効活用していくことも重要です。また、同和地区内外の住民が一体となった住民交流の促進を図り、コミュニティの形成を図る人権のまちづくりに向けた取組への支援が必要です。

2 女性に関する問題

■ 現状と課題

(1) 男女共同参画社会の推進

長野市では、平成15年4月に「長野市男女共同参画推進条例」を制定、平成17年4月には「みとめあい・ささえあい21長野市男女共同参画基本計画」を策定し、

現在は「第二次男女共同参画基本計画（平成 22 年策定）」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け施策を行っています。

平成 17 年度から 21 年度までの 5 か年にわたって様々な施策を実施することにより、市民の男女共同参画に対する意識は徐々に変化してきました。

しかし、未だに社会には「男性は仕事、女性は家事・育児」といった性別による固定的な役割分担意識が根強く、特に長野市においては、その考えに賛成する人の割合が高くなっており、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっています。性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を重視していく意識啓発が必要です。

平成 22 年度から住民自治協議会が本格稼動し地域主体によるまちづくりが始まりましたが、地域活動に多くの女性が参加しているにもかかわらず、方針決定の場は男性が圧倒的に多いのが現状です。住みやすい地域をつくり上げていくためには、様々な人材や意見を取り入れて課題を解決していく必要があります。男女が共に参画して、喜びも責任も共に分かち合う意識形成が重要です。

労働の場においては、男性優位の意識が根強く、基幹業務は男性で女性は補助業務という考え方が未だに残っていますが、現在進行している少子高齢化社会においては、女性の労働力は必要不可欠となっており、女性の雇用促進を考えていく上では、男女共同参画の重要性について一層理解を深める必要があります。

また、社会経済状況の変化から、就業する女性が増え、勤労者世帯の過半数が共働き世帯となっていますが、男性の家事労働への参画は進んでいません。女性も男性も働き方を見直し、多様な働き方に対する両立支援を充実して、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態の推進を図る必要があります。

さらに、性別による固定的な役割分担意識から発生する問題や悩みを持つ女性が多く、それが女性の自立や自己実現を阻む要因となっているため、相談機能の充実が重要です。また、女性が人間としてその性が尊重され、安心して健康で豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたる女性の健康支援を図る必要があります。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護

女性に対するあらゆる暴力の根絶においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正等により、法的整備が進められています。しかし「男女共同参画社会に関する市民意識と実態調査」（平成 22 年度長野市）によると、「DV（配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為）は人権侵害にあたる場合もそうでない場合もある」と思う市民の割合は、約 26% に上り、DV に当たる行為についての市民理解が十分であるとはいえない状況にあります。

長野市の DV 被害に係る女性相談の件数は年々増加しています。自分が悪いから暴力を受けても仕方がないと考える被害者もあり、対応に苦慮するケースも見受けられます。

DV は犯罪行為も含む重大な人権侵害であるという意識啓発と、被害女性への支援の充実や被害防止に関する啓発が必要です。

■ 施策の方向

(1) 男女共同参画社会の推進

女性と男性が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず

く、その個性と能力を十分に発揮する社会を構築する必要があります。

「長野市男女共同参画推進条例」第3条に規定しているように「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び計画への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際社会の動向への配慮」の5つの基本理念を実現するため、具体的な施策の展開が求められます。

ア 市民一人ひとりの意識の中にある、性別による固定的な役割分担意識に気づき、それを解消するため、あらゆる場や機会を通じての啓発活動が必要です。

イ 家庭・地域・働く場などあらゆる分野で、男女が共に参画し、責任を担い合う男女共同参画社会を促進するとともに、あらゆる分野での政策・方針決定の場に女性の参画を促進する必要があります。

ウ 子育て等の支援を充実し、男女が共に仕事と生活を自ら希望するバランスで送ることができるワーク・ライフ・バランスの実現が求められます。

エ 女性に対するあらゆる暴力を許さない意識づくりの啓発に努めるとともに、被害者に対する相談等、支援の充実が必要です。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護

ア 福祉事務所に配置した女性相談員や就労支援を行う母子自立支援員に対して今後も研修等を行い、資質の向上を図ることが必要です。

イ 関係機関との連携を図り、DV被害者の支援を行うとともに、DV被害者の緊急避難先を確保し、必要なときに必要な保護ができるように引き続き環境を整備することが重要です。

3 子どもに関する問題

■ 現状と課題

(1) 児童虐待

核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てがしにくい社会になってきたと言われる中、度重なる死亡事件をきっかけに児童虐待が大きな社会問題として認識されるようになりました。

長野市でも児童虐待に係る相談件数は急激に増加していますが、児童虐待は、その行為が密室等で行われている場合が多く、早期発見・早期対応が困難です。また虐待する側においては、どのように子どもを育ててよいか分からず、子育ての孤立化、育児ストレス等の問題を抱えているケースが多いことが指摘されています。

(2) 幼児期の家庭教育の低下

子どものしつけや教育に悩みや不安を持つ親が増えています。また、家庭の教育力の低下を指摘する声もあり、地域の様々な組織等との連携により、家庭教育に対する支援の充実が求められています。

(3) いじめ、不登校の問題

長野市では、小中学校において、年3回いじめの実態調査を実施しています。Q-U（学校生活における児童生徒一人ひとりの意欲や満足度、および学級集団の状態をアンケートによって測定するもの）の活用等によりいじめの早期発見に努めていますが、いじめなどの問題は表面化しないまま深く進行してしまふことがあります。

不登校の問題では、友人関係等、学校生活に関することや親子関係等家庭に起因するもの等、様々な問題を抱えて不登校となる児童生徒が多くいます。児童生徒の教育

を受ける権利を保障するための多様な方法を検討する必要があります。

(4) 体罰

学校における子どもへの体罰は、重大な人権侵害であり、懲戒にかかわる権限の濫用禁止について、各小中学校の校長・教頭に周知するとともに、研修会等を通じて教職員の人権意識を更に高めていく必要があります。

(5) 特別支援教育

障害等により特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加しています。児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導及び支援を行い、障害のある全ての児童生徒が安心して安定した学校生活を送ることができる教育環境を整えていく必要があります。

(6) 外国籍等児童生徒教育

市内における外国籍等児童生徒数が増加しており、文化や言葉の違いから、日常生活や学校生活において適応できない児童生徒が増えています。日本語指導の充実のもとより、多文化共生の視点から理解を深め合い学び合う教育の充実を図る必要があります。

(7) その他

社会における子どもの性被害、インターネット上における児童ポルノ等有害情報の氾濫など、大人社会の病巣が子どもの心身に悪影響を及ぼしています。

■ 施策の方向

(1) 児童虐待への対応

ア 関係機関との連携を図り、児童虐待の早期発見・早期対応につなげることが重要です。虐待通報への対応、関係機関との連絡調整、個別ケースに対する状況把握等をより積極的に行うため、専門職員の配置や家庭児童相談員の増員を検討し、引き続き組織体制の充実を図る必要があります。

また、要支援児童等の育児支援や家事支援を行う養育支援訪問事業により、子育ての孤立化を防ぐとともに、虐待の未然防止に努める必要があります。

イ 児童関係者に対しては、虐待について理解し、虐待への対処方法等を学ぶため研修等、今後も専門性の向上を図る必要があります。

ウ このほか、虐待の疑いがある場合に市民から通報してもらうため、「児童虐待防止法」について啓発を行うことが重要です。

(2) 幼児期の家庭教育の低下への対応

子育て不安や母子の社会的孤立を防ぐために、市内 14 か所の保育園に併設されている「地域子育て支援センター」と 2 か所の「こども広場」、市内の全保育園・幼稚園での子育て支援「おひさま広場」(園開放)などを活用し、引き続き全ての子育て家庭に対する支援の充実を図る必要があります。

また、仕事と子育てが両立しやすい環境の整備を支援するために、今後もファミリー・サポート・センターの活性化を進める必要があります。

(3) 学校教育

ア 長野市教育相談センター、長野市教育センター保健安全室、同教育相談室等の各種相談機関の周知と充実を図るとともに、不登校児童生徒が、再び学校へ通えるよう、中間教室での適応指導や教育相談センター相談員による相談・支援等の充実を

図る必要があります。

また、中核市として独自に行う教職員研修を通して、保護者対応や生徒指導に係る教職員の資質の向上を積極的に推進するとともに、各学校において、いじめや不登校に対して、よりきめ細かい対応が必要です。

イ 特別支援教育巡回相談員による教育等ニーズの把握や、特別支援教育支援員を配置して、障害のある児童生徒の学校生活を支援するとともに、就学相談の充実並びに関係機関との連携体制の強化の必要があります。

ウ 外国籍等児童生徒の日常生活や学校生活への適応を図るため、小中学校へ日本語指導員を派遣するなど、日本語の指導や精神面・生活面にかかわる相談・支援の充実を図る必要があります。

(4) 子どもの健全育成のための環境づくりへの対応

ア 子どもが社会性を身につけ、他者への思いやりや生命を大切に思う心を育むよう、様々な世代の人達とのふれあいや交流、また豊かな自然を生かした体験的活動等の推進を図る必要があります。

イ 子どもが健やかに成長できる社会環境をつくるために、家庭・学校・地域社会が連携を図り、関係団体の協力を得ながら、有害環境浄化に取り組むとともに、子どもを見守り育てる必要があります。

ウ 放課後子どもプランの活用により、児童の放課後等における安全・安心な居場所の提供と、遊びや学習、各種体験活動、異学年交流等をとおして体力・創造力・協調協力する力等の向上や思いやりを育む人権感覚の育成を図る必要があります。

4 高齢者に関する問題

■ 現状と課題

長野市の総人口は、平成23年4月1日現在387,146人、このうち65歳以上の高齢者人口は94,849人で、総人口に占める割合（高齢化率）は24.5%となっています。

高齢者人口が増加する中で、元気で活躍する高齢者が増えていますが、その一方で、寝たきりや認知症といった介護を必要とする高齢者が今後も増加するものと見込まれています。

高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加や核家族化の進行などに対応するため、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12年に介護保険制度が創設されました。さらに、高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等に対応するため、平成18年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。長野市においても毎年約80件の虐待通報があり、虐待を受けた高齢者の保護や介護を担う養護者に対する支援を適切に行う必要があります。

また、今後高齢化の更なる進展に伴い、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれることから、高齢者や家族に対する早期相談・支援体制の整備を図る必要があります。

■ 施策の方向

誰もが迎える高齢期ですが、心身ともに健康で、生きがいをもって豊かに生活していくことが望まれます。また、介護が必要となっても、一人ひとりが必要に応じた多様なサービスを利用し、その人らしく自立した生活を送ることができる社会の仕組みが求められています。

- (1) 高齢者一人ひとりが自らの経験と知識を生かして、地域社会の中で役割を果たしていくことができるよう、高齢者が積極的に社会活動に参加できる環境の整備が必要です。
- (2) 多くの市民が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることを望んでいます。
介護や支援が必要な状態になっても、安心して生活を送ることができるよう、高齢者一人ひとりを地域全体で支える仕組みの構築とともに、地域ケアを担う各種サービス提供体制の整備・充実を図る必要があります。
- (3) 高齢になっても、その人らしくいきいきと過ごすことができるよう、生活機能の低下を予防する介護予防事業の推進に努める必要があります。
- (4) 需要に応じた介護サービスの基盤整備とともに、個人の尊厳に配慮した質の向上を図る必要があります。
また、在宅を中心とした生活を円滑に行うことができるよう、様々なサービスが総合的に提供される体制づくりが必要です。
- (5) 認知症高齢者を支えるには、地域住民全体の理解や協力が不可欠です。
相談・支援体制の整備とともに、認知症の正しい知識の普及啓発と、認知症高齢者を地域で支えることができる環境づくりが求められます。
また、法律上の権利を保護する成年後見制度や福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業の積極的な活用を促進する必要があります。
- (6) 高齢者虐待に関する正しい知識の普及を図るとともに、早期発見や早期対応が図れる体制の整備が求められます。

5 障害者に関する問題

■ 現状と課題

(1) 障害者への偏見や差別

障害者を好奇の目で見たり、ものを尋ねる際にも本人でなく介護者に聞くなど、障害者に対する偏見や差別があることから、障害者に対する正しい理解と認識を一層深める必要があります。

(2) 社会参加への障壁

点字ブロックが途切れていたり、車椅子で越えられない道路の段差がある、建物が障害者を受け入れできる構造となっていない等、障害者にとって社会基盤の整備は十分とは言えない状況があります。

また、障害者理解が足りないことから就労の機会が不足したり、同伴が認められているにもかかわらず、補助犬と一緒にレストラン等の施設に入れないなど、社会参加の機会が奪われている事例もあることから、社会における物理的・意識的な障壁をなくす必要があります。

(3) 障害者の権利

平成18年4月に施行された障害者自立支援法は、障害者とその能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができることを目的とし、障害者の地域における生活支援に重点が置かれています。

障害者が地域で安心して生活を営むためには、自らの権利が保障され、かつ行使することができ、これを侵害された場合には相談等の支援が受けられる体制を整備する必要があります。

(4) 精神障害者への偏見や差別

精神障害者に対しては「危険」、「治らない」といった偏見や差別が未だに見受けられます。このような偏見や差別を払拭し、障害者が安心して生活、社会復帰できる環境づくりを推進する必要があります。

(5) 不適切な用語

障害者の心を直接あるいは間接的に傷つける、不適切な用語等の見直しを図る必要があります。

(6) コミュニケーションの障害

視覚障害や聴覚障害の人にとって、情報伝達の手段が制約を受けることから、コミュニケーションは極めて重要です。必要な情報を得ることができないことにより日常生活が著しく制限され、特に災害時等では、情報伝達の障害が命にかかわることも少なくありません。様々な手法を活用し、コミュニケーションの充実を図る必要があります。

■ 施策の方向**(1) 心と社会のバリアフリー**

障害者に対する偏見や差別をなくすためには、障害者や障害に対する正しい理解と認識を深めることが必要であることから、地域における障害のある人とない人との交流促進、ボランティア活動等を通じた福祉教育などの一層の充実を図る必要があります。

(2) 自立と社会参加の促進

ユニバーサルデザインの理念を基底に、障害者の自立や社会参加の妨げとなっている物理的な障壁等をなくし、誰にでもやさしく、安全で快適な福祉のまちづくりの推進に努めるとともに、障害者スポーツの普及発展に努める必要があります。

(3) 権利擁護

障害者が地域で安心して生活を営むことができるよう、その身体、財産などの基本的権利に関する事柄のほか、生活上のあらゆる相談が受けられる事業の実施や、社会的支援の仕組みの構築などの体制整備を進める必要があります。

(4) 精神障害者福祉の充実等

精神障害者が地域において安心して生活、社会復帰ができるよう、精神障害に対する正しい知識を普及・啓発するとともに、障害者及びその家族に対する支援体制の充実、社会復帰の促進等、総合的な精神保健福祉対策の一層の充実が望まれます。

(5) 用語の見直し

障害者に関する不適切な用語について条例等の見直しを行うとともに、日常生活上の用語についても適切な使用について普及啓発に努める必要があります。

(6) コミュニケーションのバリアフリー

障害者が安心して自立した生活が送れるよう、あらゆる場面でコミュニケーションが図られることを基底に据えることが重要です。コミュニケーション手段の充実整備はもちろんですが、誰もが気軽に声を掛けたり、介助したりできるよう、市民の意識を高める啓発活動が求められます。

6 外国人に関する問題

■ 現状と課題

今日の著しい国際化や情報化の進展と、少子化による日本人人口の減少、専門的・技術的分野における外国人労働者の受け入れの促進などの要因から、日本に居住する外国人が増加しています。

長野市においては、平成23年4月1日現在、48カ国、3,497人(男性1,377人、女性2,120人)の外国人が居住しており、冬季オリンピック開催以降、市人口に対する割合は約1%前後を推移しています。また、国籍別に見た登録者数は中国が最も多く1,676人、次いで韓国・朝鮮が663人、フィリピン327人、タイ244人、ブラジル183人と続き、その他国籍は404人となっています。登録者数の推移で見ると、平成15年(3月末で3,481人)頃までは穏やかな増加傾向にありましたが、ここ数年間はあまり増減のない状況が続いています。このことは長野市に居住している外国人に長期間定住している人が多いことを示していると考えられます。また、言語、生活習慣や文化の違いなどによるトラブルも発生しています。

私たちは、共に暮らす住民の一人であることを理解し、互いに協力し合って、よりよい地域づくりを行っていく必要があります。

外国人と日本人が住民として共に生き、開かれた地域社会を実現するためには、互いの国の歴史や文化を正しく認識し、尊重するとともに、多様な文化や価値観を認め合う共生の心を醸成することが何よりも必要です。

■ 施策の方向

国籍や人種等の違いを超えて、互いの文化や価値観を尊重する意識の醸成と国際交流活動を一層推進する必要があります。

(1) 国際化の推進

国際交流を通じて市民の国際感覚を高めるとともに、互いの異なる文化や価値観を尊重し合い共生できる社会の構築が求められます。

(2) 国際交流の推進

ア 姉妹都市や友好都市をはじめ諸外国との教育・文化・スポーツなど様々な国際交流活動を推進し、外国人に対する偏見をなくす必要があります。

イ ホームステイの受け入れや通訳などの国際交流ボランティアの育成を図り、市民が主体となり継続的な国際交流活動を促進していくことが望まれます。

(3) 多文化共生の推進

ア 国際交流コーナーを拠点とした外国人への情報提供及び市民と外国人の交流や教育・啓発を進め、日本文化と異文化の相互理解を推進する必要があります。

イ 外国人の定住化・長期滞在化が進む中で、外国人を対象とした多言語での生活情報の提供や、日常生活の相談・支援体制の充実を図るとともに、スムーズな相談につながるよう国・県等の関係機関との連携を強化する必要があります。

7 HIV感染者、ハンセン病患者等に関する問題

■ 現状と課題

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)は、感染者との性的接触や感染者の血液が傷口などから体内に入った場合に感染することがありますが、HIVの感染力は弱いので、正し

い知識に基づいて通常の社会生活を送る限り感染の心配はありません。

エイズ（AIDS：後天性免疫不全症候群）は、HIVの感染によって免疫機能が働かなくなる病気ですが、現在では医療技術の進歩により発症を予防することが可能となり、早期に適切な治療を受けることにより日常生活を続けることができるようになっていきます。

感染原因別にみると異性間の性的接触が全体の約8割近くを占め、日本人の報告例の増加に伴い、国内で感染した者が増加している状況となっております。

このような感染拡大傾向を踏まえ、市民一人ひとりに対し感染予防のための正しい知識の普及を図るとともに、患者・感染者に対する偏見や差別が未だに解消されていない状況があることから、理解と支援の輪を広げ、共に生きる社会を作っていくことが求められています。

ハンセン病は、らい菌によって主に皮膚や末梢神経が侵される感染症の一つで、感染したとしても発病することは極めてまれです。また、万一発病しても、化学療法剤の効果によって現在では確実に治癒するようになり、早期治療によって後遺症も残りません。強制隔離を定めた「らい予防法」は、平成8年4月に廃止され、ハンセン病は、一般の医療機関において治療されることになりました。

しかし、現在でも、全国13施設の国立療養所を中心に2,500名以上（平成21年5月1日現在、厚生労働省公表）のハンセン病回復者が生活しています。入所者の方々はハンセン病の後遺症や偏見による差別を受けるのではないかという不安から施設での生活を余儀なくされています。

社会にはハンセン病に対する誤った考えがまだ残っており、ハンセン病元患者であることを理由に差別的な扱いをされるなどの人権侵害事件も起こっています。

平成20年に、ハンセン病問題の解決促進を目的とする「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定され、平成21年4月に施行されました。

■ 施策の方向

HIV、ハンセン病等の感染症について、市民一人ひとりが正しい知識を持つことが重要であり、病気を理解することにより偏見や差別をなくし、患者・感染者等が尊厳を持って暮らすことができるようにするための施策が求められます。

(1) 正しい知識の普及・啓発

知識不足や誤解によって生じる様々な偏見等を払拭するため、感染症に関する正しい情報の普及・啓発を行うことが必要です。また、性教育の一環として感染症や感染予防に関する適切な指導を行うことも重要です。

(2) 患者・感染者等との共生

学校・企業・地区組織等関係団体との連携を密にし、地域社会と患者・感染者等との共生を図る必要があります。

(3) 相談及び検査体制の充実

プライバシーに配慮して、迅速かつ安心して相談・検査が受けられるような検査体制の充実が求められます。

(4) 患者等の支援体制の整備

患者・感染者等が安心して医療を受け、また、普通の生活が送れるよう、保健所・医療機関・ボランティア等による支援体制の整備を図る必要があります。

8 インターネットによる人権侵害等

■ 現状と課題

国の e-japan 戦略などにより、情報端末機器の普及とインターネットの利用が急速に進みました。特に近年は携帯電話の普及や機能の進化が相まって、小学生の間でも携帯情報端末の保有率が高まっています。

しかし、発信者の匿名性と情報発信の容易性から、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、有害情報、写真や個人情報の無断掲載など、プライバシーや人権を侵害する問題が目立っています。

平成 23 年 11 月、県内の公立高校で起きた生徒間の暴行の様子が動画で流れた事件では、加害生徒の個人情報や、誹謗中傷する記事が次々とネット上に書き込まれ、新たな被害を生むという問題が起きています。学校側は動画投稿サイトに削除を申し入れましたが、次々とコピーされ、抹消はほぼ不可能な状態となっています。この事件では、未成年者の人権を守るためにある「少年法」の想定を超えた新たな人権課題が指摘されています。

平成 14 年に「プロバイダ責任制限法」が施行されましたが、膨大な情報があふれる中で、プロバイダなどの自主規制に任されているのが現状です。また、相談窓口や解決手段等についての理解も充分とはいえません。

■ 施策の方向

インターネットを介したいじめや人権侵害事例に対しては、相談窓口の整備とともに関係機関と連携を取り、適切に対応していく必要があります。

有害サイトをブロックするソフトやプロバイダによる規制等、子どもたちを有害情報から守るための仕組みも整備されつつありますが、家庭における情報モラル教育も重要です。

また、学校や公民館などにおける人権教育、情報教育の機会を通じて、インターネットの誤った情報が社会に与える影響の重大性について周知を図るとともに、情報発信のモラルや責任等に対する理解を深めるため啓発が求められます。

9 様々な人権に関する問題

■ 現状と課題

(1) アイヌの人々に関する人権

アイヌの人々は、アイヌ民族であることを理由として結婚や就職などで差別を受けてきました。アイヌ文化の振興並びに固有の言語と長い歴史を持つアイヌの人々に対する正しい理解と認識を深めていくことが必要です。

(2) 刑を終えて出所した人等に関する人権

刑を終えて出所した人や仮釈放の人に対する偏見や差別意識が根強く残り、自立更生を妨げる大きな要因となっています。刑を終えて出所した人等が努力して社会復帰ができるよう、更生に適した環境での生活や就職等の受け入れ体制の整備が求められます。

(3) 犯罪被害者等の人権

犯罪による被害者が受けた精神的なダメージについての理解不足から、配慮に欠ける言動により更に傷つけてしまうことがあります。被害者の心を理解し、支援してい

くことが必要です。また、重大事件等では、マスコミ報道の過熱による二次被害の問題などが指摘されています。

平成 17 年 4 月 1 日に「犯罪被害者等基本法」が施行されましたが、行政の取組は緒に就いたばかりです。県内では、認定特定非営利活動法人 長野犯罪被害者支援センターが啓発、相談・支援活動を行っており、長野市では、平成 23 年度中に早期援助団体の指定が受けられるよう、財政的な支援を行っています。

(4) 性的指向及び性同一性障害者の人権

同性愛などの少数派の性的指向の人や、性同一性障害の人に対する偏見は根強く、社会生活の様々な場面で人権問題が発生しています。また、こうした偏見や差別のため、性的少数者の人は、大きな悩みや苦しみを抱えています。

性同一性障害の人については、平成 16 年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件のもとで性別の変更が認められるようになりましたが、心と体の性が一致しないことにより日常生活の中で生ずる様々な問題について、市民の理解と社会的支援が必要です。

(5) 中国帰国者等

国策で進められた満蒙開拓のため、長野県からは全国最多の開拓団員を送り出し、長野市からも多くの人が開拓団に参加しました。

中国帰国者等は、言葉の問題から就労が進みづらい、生活習慣や文化の違いから地域での生活に支障をきたす、などの課題がみられます。

中国帰国者等の自立を促すため、国は平成 20 年度から老齢基礎年金の満額支給や支援給付金制度を創設しました。また、長野市では以前から自立のための支援事業を実施していますが、帰国者の多くは経済的に不安定な状態に置かれています。

(6) ホームレス

経済状況の悪化等を背景に、全国的にホームレスの増加が課題となっており、ホームレスに対し、嫌がらせや暴行を行うなどの人権問題が発生しています。

平成 14 年に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、毎年全国調査が行われており、平成 23 年 5 月現在、市内では 1 名のホームレスが確認されています。しかし、冬期の厳寒な気候から生活場所が一定しないホームレスもあり、正確な人数把握は困難な状況です。

(7) 北朝鮮当局による人権侵害（拉致問題等）

昭和 45 年頃から 55 年頃にかけて、北朝鮮の工作員などにより、日本人が極秘裏に北朝鮮に拉致されました。政府は、これまでに拉致被害者として、12 件 17 名を認定していますが、これ以外にも北朝鮮による拉致の可能性を排除できない人たちがいます。

拉致問題は、「人間の尊厳」を否定する許されない犯罪行為であり、我が国の国家主権と国民の生命・安全にかかわる重大な侵害です。平成 14 年 9 月、北朝鮮が日本人拉致を初めて認め、同年 10 月に 5 人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については未だ北朝鮮から安否に関する納得のいく説明はありません。

(8) その他の人権問題

平成 23 年 3 月に発生した福島第一原発放射能漏れ事故により、福島県等から全国各地に避難している人たちが不当な差別を受ける事例が起こっています。これは、感染症等と同様に、風評や誤った知識に基づく人権侵害であり、許されないことです。

このほかにも、家制度を重視する社会通念を背景とした婚外子に対する差別、派遣社員やパートタイム労働者などの非正規労働者に対する差別、学歴や職業に対する差別や偏見など、様々な人権問題が存在しています。

また、地域社会における慣行や因習などからくる人権問題など、今まで当たり前に過ごしてきた生活体験の中にも、合理性がなく、差別につながるおそれのあるものが多く見られます。

法的整備が進められているものもありますが、慣行、因習などに基づくものは規制になじまず、また顕在化しにくいいため、差別と気づく意識の改革が求められます。

■ 施策の方向

(1) アイヌの人々

アイヌの人々の歴史や文化についての認識不足などにより生じる偏見や差別をなくすため、アイヌ文化等に対する関心を一層高め、アイヌの人々に対する正しい理解を促進するよう広報・啓発を行うことが必要です。

(2) 刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人等が、社会生活を営むためには、本人の強い更生意思と周囲の理解や協力が必要です。そのため、偏見や差別をなくす啓発活動を進めるとともに、保護観察制度の周知を図る必要があります。また、自立を支援するため、保護観察所等の関係機関や、保護司、更生保護女性会などボランティアとの連携を図る必要があります。

(3) 犯罪被害者等

犯罪被害者等は、被害を受けたことによる精神的な傷、再び同様の被害に遭うことへの不安等により、日常生活や経済活動に支障をきたす場合が少なくありません。平穏で自立した生活を一日も早く取り戻せるよう、精神的なケアや、経済的な支援等が必要で

このため、国の「第二次犯罪被害者等基本計画」に基づき、犯罪被害者等の擁護活動を行う民間団体の支援に努めるほか、相談窓口の設置、見舞金制度の創設、自立のための支援制度の整備等が求められます。

また、犯罪による被害者の置かれている現状を理解し、社会全体で支援していくという意識の醸成を図るため、関係機関と連携して啓発活動を進めていく必要があります。

(4) 性的指向及び性同一性障害の人

性的指向及び性同一性障害を理由とする偏見や差別は不当であるという認識を持ち、人間の性のあり方について固定的に考えるのではなく、性的多様性を認め合うことが大切です。性的少数者の人に対する理解を深めるための啓発活動を進める必要があります。

(5) 中国帰国者等

中国帰国者等が地域の中で安定して自立した生活が送れるよう、日本語習得のための支援事業の実施や、相談体制の充実が求められます。

(6) ホームレス

ホームレスの自立のため官民による取組が行われていますが、解決は容易ではありません。ホームレスに対する偏見や差別の解消を図るため、啓発活動に取り組む必要があります。

(7) 北朝鮮当局による拉致被害者

拉致問題について、北朝鮮側は既に解決済みとして全容解明には応じていませんが、事件発生から長期間経過しており、実態の解明と拉致された日本人の救出が急がれます。早期に解決するため、市民の意識を高める広報・啓発活動を図る必要があります。

(8) その他

福島第一原発放射能漏れ事故により被災された方々が、早期に平穏で安全な生活が取り戻せるよう支援を行うとともに、適切な情報開示を行い、人権侵害や根拠のない風評被害を防止するため、実態の把握と放射能に対する正しい知識の普及啓発を図る必要があります。

社会の変化により、これからも様々な人権課題が表面化してくることが考えられます。しかし、私たちの社会は、多様な人々が共存し、かかわりを持ちながら暮らしている社会です。

誰もが安心して快適な生活を送ることができる環境をつくるため、あらゆる機会を通じて市民の人権意識の高揚を図ることが重要です。

人権は、私たちが生きていく上で最も重要な権利です。市民の人権を守ることは長野市政の根幹であり、責務でもあります。条例の精神である、差別のない明るい長野市を築くため、あらゆる人権問題の解決に取り組む庁内推進体制の整備が求められます。

VI 人権施策の方向性と推進体制

長野市が行うすべての事業は、市民の幸福を実現するために行われるものであり、いかなる分野においても、「人間の尊厳」を守るという人権尊重の視点に立って取り組む必要があります。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、「基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と地方公共団体の責務を定めています。多様な機会の提供、効果的な手法の採用、市民の自主性の尊重等に配慮しつつ、具体的な施策を実施していくことが求められています。

平成13年の審議会答申にうたう「人権のまちづくり」の実現に向け、推進体制の整備とともに、市民との協働の考え方を一層推進することにより人権関連施策の充実強化を図ることが求められます。

1 人権同和教育・啓発

(1) 人権同和教育・啓発の推進

人権同和教育は、基本的人権の尊重を基盤に部落差別の問題を重要な柱として、あらゆる差別や人権侵害をなくす実践力を持った人間の育成を目指して行われる教育です。

生涯にわたって市民一人ひとりが「人間の尊厳」や自由及び平等を守り合い、真に住みよい幸せで民主的な社会を実現するためには、学校人権同和教育と社会人権同和教育とがいっそう連携し、学校、家庭、地域、職場等のそれぞれの場における人権同和教育をよりいっそう推進していく必要があります。

平成22年度から本格実施された各地区住民自治協議会をはじめ、企業人権同和教育推進協議会、小・中学校、市立公民館等との連携により、あらゆる場所と機会を捉えて

人権同和教育に取り組むことが求められます。

また、市民のつどいは、長野市が人権同和教育問題にいかに取り組むかという姿勢が問われる極めて重要な事業であると考えられます。市民が自らの課題として自発的に参加できるような内容に再構築を図るとともに、個人権課題の担当課等との連携、協力により、様々な人権課題に対する啓発を積極的に行っていくことが求められます。

(2) 学校人権同和教育の充実

人権同和教育を推進するにあたっては、まず学校の教職員が、差別や偏見についての理解を深め、日常的な教育活動の中で児童生徒一人ひとりの人権を守り尊重することが必要です。このため、人権同和教育を学校教育の基盤に位置付けて、授業を人権の視点から考察する実践研究を重ねたり、教職員の人権感覚を一層磨き高めたりするなど、教職員の各種研修を大切にして取り組むことが重要です。

(3) 社会人権同和教育の充実

地域や企業での人権同和教育を推進するためには、あらゆる差別の解消に向かって活動する諸関係機関及び団体と積極的に連携しながら、人権同和教育を進めていく必要があります。

長野市では、平成22年度より、人権同和教育研修会や地区住民集会の開催は各地区住民自治協議会の必須事務とされました。また、企業内人権同和教育の推進を図ることを目的に、企業人権同和教育推進協議会が設立されています。こうした団体や人権擁護委員、NPO法人等と積極的に連携し、幅広く市民に教育・啓発を図っていくことが重要です。

また、地域や企業における指導者、推進者の育成を図るためには、人権同和教育指導員、企業人権教育担当者等に対する研修機会の提供と、実践的研修手法の講習、情報提供等を行っていく必要があります。

(4) 情報収集・提供

人権同和教育・啓発を推進するためには、人権同和教育に関する知識、教育・啓発手法に関する情報等の収集とともに、市民に周知を図り、共有することが重要です。

このため、市内外で行われる様々な研修等の機会を通じて積極的に情報収集に努めるとともに、住民自治協議会や企業人権同和教育推進協議会等に対し、研修会の講師や研修手法等の情報の提供を図る必要があります。

また、人権を尊重し合う市民のつどいや各地区住民集会等のほか、広報紙、マスメディア等を利用して最新の情報・知識を提供することも極めて有効です。

2 人権相談・支援

(1) 総合相談窓口の整備

それぞれの人権課題に関しては、個別施策ごとの相談窓口が設けられていますが、相談内容は複数の課題が複合的に絡み合うものも少なくなく、個別の相談窓口では総合的な対応が難しい場合があります。

一方、長野市が行う各種相談事業のほか、社会福祉協議会等でも同様の相談事業を行っており、違いが分かりづらいとの指摘もあります。

さらに、犯罪被害者等をはじめ、インターネットによる人権侵害など、長野市での担当部署が明確でない人権課題に対応する窓口の整備も急がれます。

こうした問題に適切に対応するためには、人権に関する総合相談窓口の整備が必要で

あると考えられます。

長野市が中央隣保館内に設置している「心配ごと・悩みごと相談室」については、総合相談窓口の整備に合わせ、位置づけや内容の整合を図る必要があります。

また、職員の専門性を高めることにより隣保館が行っている相談事業の機能充実を図るとともに、総合相談窓口との緊密な連携による相談体制の強化も重要です。

(2) 国、県、関係機関と連携した相談体制づくり

様々な人権問題を個別の相談窓口だけで解決することは難しい場合が少なくありません。このため、国、県、弁護士会、人権擁護委員、NPO法人、学校、企業、地域社会等の現場との連携や相互協力についての横断的な仕組みを整備する必要があります。

様々な人権課題を抱えている人を支援するため、長野人権擁護委員協議会や長野地方法務局と提携して実施している、「暮らしの中の悩みごと相談所（特設人権相談所）」の充実が望まれます。

また、同和問題や外国人の問題については、行政の窓口では相談しづらいといった声もあることから、相談活動を行う民間団体との協働の仕組みをつくる必要があります。

(3) 相談窓口等の周知広報

市民が人権問題に遭遇したとき、一人で悩むことなく各種相談機関や支援制度を活用し、自ら解決していくことができるよう、様々な機会や手段を通じて市民への周知を図っていく必要があります。

このためには、広報紙、インターネットやマスメディアの活用、民生児童委員等への情報提供など、効果的な手法を検討する必要があります。

(4) 人権擁護委員の適正配置

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づき、市町村長が候補者を選び、議会の意見を聞いた上で国に推薦し、法務大臣が委嘱します。人権擁護委員は、法務局の常設相談所、市役所などの公共施設で随時開設される特設相談所において住民の人権相談に応じるほか、人権に関する啓発活動を行っています。

市内では、平成23年4月1日現在、33名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、合併に伴い、地区ごとの委員数に不均衡が生じていることから、全市的な視点で均衡を図っていく必要があります。

3 自立、自己実現のための施策

様々な人権課題を抱える人々が自立し、権利としての自らの理想を実現していくためには、差別されない社会の実現を啓発するばかりではなく、実態を踏まえた社会的、公的な支援が必要です。

女性、障害者、高齢者等の問題については、個別の窓口が整備され、相談事業のほか自立支援のための各種施策が実施されていますが、同和問題や外国人問題の場合は、相談窓口がない、当事者の立場に立って支援してくれる人がいないといった課題が指摘されています。また、犯罪被害者等については、被害の態様により課題は様々であり、精神的なケアも含めた総合的な支援が必要となります。

このため、自立に向けて適切な相談・支援が受けられるよう、相談窓口の整備とともに、当事者性を踏まえた経験・知識豊富な専任相談員の確保が求められます。

また、様々な課題を抱える被差別当事者同士がつながって、差別の現実を変えていくための活動や居場所づくりに対する支援も重要です。

4 施策の総合的な推進

(1) 人権同和施策の推進体制

総合的に人権施策を推進していくためには、個別の人権施策を担当する部署のみならず、各部局と有機的に連携し、長野市を挙げて取り組む必要があります。関係課を横断的に束ね、相互に協力できる体制の整備が必要です。また、長野市が行う各施策について、人権尊重の視点から検証することも必要です。

市民の人権を守り、人権尊重のまちづくりを進めるためには、市政に携わる職員の人権感覚を高めていくことも重要です。市職員の人権意識や実践力を高め、様々な人権問題の解決に向けて主体的に行動できる力を育むための、人権同和教育研修をより一層推進していく必要があります。

各地区住民自治協議会においてもそれぞれの実情に応じた取組が行われているところですが、制度移行後間もないこともあり、担当部署の位置付けや事務局体制などに課題を抱えている地域も見られます。長野市では、平成25年度までを目途に支所、公民館の支援体制について見直すとしていることから、各地区が抱える課題を検証し、より良い取組が行えるよう支援していく必要があります。また、地区ごとの横のつながりがなくなり、活動内容の格差拡大が懸念されることから、かつての人権同和教育促進連絡協議会が果たしていた各地区との情報交換や情報共有のための連携の仕組みの再構築が求められます。

企業人権同和教育推進協議会は、企業の自主的な加入により組織されていますが、長野市全体の企業数に比べて加入社数が少なく、新規加入も伸び悩みが見られます。企業内人権同和教育を推進するためには、加入を促進するための支援や取組が必要です。

また、人権同和施策が効果的に促進されるためには、学校、民間団体、NPO法人等の協力が大切であり、その活動や取組に対する支援が求められます。

隣保館や人権同和教育集会所は、地域に密着したコミュニティセンターとして、学校、地域などとも連携しながら、人権に関する情報発信や学習機会の充実に努めるとともに、周辺地域を含めた住民交流の一層の促進を図り、人権のまちづくりにつなげていくことが必要です。

また、隣保館相互の情報交換・共有を図るとともに、様々な研修機会を通じて職員の専門性向上を図ることが求められます。

いずれにしても、人権は人間の生命にかかわることであり、できることから早急に取り組む必要があります。

(2) 人権同和施策の評価体制

人権同和施策の効果を検証し、着実に推進するためには、定期的に点検を行い、評価し、改善につなげていく必要があります。このためには、施策の評価を行う体制の整備が求められます。

また、この評価は、当事者及び市民の視点に基づいて行われることが重要です。

4 人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会委員名簿

(氏名は五十音順・敬称略)

(平成 24 年 3 月 28 日答申時)

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	いとう あつし 伊藤 篤志	長野市民生児童委員協議会 会長
副 会 長	さかもと けいこ 坂本 恵子	長野人権擁護委員協議会 人権擁護委員
副 会 長	せき よしのり 関 良徳	国立大学法人 信州大学 教育学部 准教授
委 員	いのうえ えいじつ 井上 英実	長野地区保護司会
委 員	こばやし かずお 小林 和夫	長野市身体障害者福祉協会 副理事長
委 員	しまだ かずみ 畷田 一美	長野市地域女性ネットワーク 副会長
委 員	いのうえ ひろかつ 井上 宏克	長野市企業人権同和教育推進協議会 会長
委 員	なかもと かよこ 中本 佳代子	NPO 法人 人権センターながの 専任スタッフ
委 員	うちやま じろう 内山 二郎	フリージャーナリスト
委 員	のざわ きよ 野沢 喜代	信越放送株式会社 ディレクター
委 員	よこや まりあ 横谷 マリア	外国人のための生活相談員
委 員	くらさき さくじ 倉崎 作二	長野市校長会 学校人権同和教育研究委員会委員長
委 員	いまい ひさみ 今井 久美	公募
委 員	にしざわ てるこ 西澤 照子	公募

5 人権を尊び差別のない明るい長野市を築く条例

平成8年6月25日 長野市条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民の基本的人権の享有及び法の下での平等を保障する日本国憲法の理念並びに部落解放都市宣言（昭和51年3月29日長野市議会議決）の精神にのっとり、人権意識の高揚を図ることにより、部落差別等あらゆる差別のない明るい長野市を築くことを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、前条の規定により市が実施する施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めなければならない。

(教育及び啓発活動の充実)

第4条 市は、国、県及び関係団体と連携し、市民の人権意識の高揚を図るための教育及び啓発活動を積極的に推進するものとする。

(実態調査の実施)

第5条 市は、第1条の目的を達成するための施策の推進に反映するため、必要に応じ、実態調査を行うものとする。

(審議会)

第6条 人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第7条 審議会は、市長の諮問に応じ、第1条の目的を達成するための重要事項について調査及び審議する。

(組織)

第8条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市長が必要と認める者

(任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第10条 審議会に、会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第12条 審議会に書記若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。

6 世界人権宣言（仮訳文）

1948年（昭和23年）12月10日
第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

7 日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

前 文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その

他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれ

ば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第 35 条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第 36 条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第 37 条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第 38 条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第 39 条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第 40 条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。



8 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法

律第 120 号) 第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。



9 わが国が締結している主な人権関係条約等

名 称	採択年月日	発効年月日	締結年月日
世界人権宣言	1948. 12. 10		
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）	1966. 12. 16	1976. 1. 3	1979. 6. 21
市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）	1966. 12. 16	1976. 3. 23	1979. 6. 21
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	1965. 12. 21	1969. 1. 4	1995. 12. 15
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	1979. 12. 18	1981. 9. 3	1985. 6. 25
婦人の参政権に関する条約	1953. 3. 31	1954. 7. 7	1955. 7. 13
拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は、刑罰に関する条約	1984. 12. 10	1987. 6. 26	1999. 6. 29
児童の権利に関する条約	1989. 11. 20	1990. 9. 2	1994. 4. 22
武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書	2000. 5. 25	2002. 2. 12	2004. 8. 2
児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書	2000. 5. 25	2002. 1. 18	2005. 1. 24
難民の地位に関する条約	1951. 7. 28	1954. 4. 22	1981. 10. 3
難民の地位に関する議定書	1967. 1. 31	1967. 10. 4	1982. 1. 1
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949. 12. 2	1951. 7. 25	1958. 5. 1
障害者の権利に関する条約	2006. 12. 13	2008. 5. 3	未締結 (2007. 9. 28) 署名
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約	2006. 12. 20	2010. 12. 23	2009. 7. 23

概	要
人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めている。	
世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。社会権規約を国際人権 A 規約、自由権規約を国際人権 B 規約と呼ぶこともある。	
国際人権規約の一つ。身体的自由と安全、移動の自由、思想・良心の自由、差別の禁止、法の下での平等などの市民的・政治的権利（自由権）を保障している。	
人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容としている。	
男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。	
女性が、あらゆる選挙において、なんらの差別も受けることなく、男性と同等の条件で、投票する権利を有することを定めている。	
「拷問」を公務員等が情報収集等のために身体的、精神的な重い苦痛を故意に与える行為と定義し、各締約国が「拷問」を刑法上の犯罪とすること、そのような犯罪を引き渡し犯罪とすること、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い等が公務員等により行われることを防止することなどについて定めている。	
18歳未満のすべての者を児童と定義し、世界の多くの児童が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指している。	
武力紛争における関与から児童を一層保護するため、18歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないこと、自国の軍隊に志願する者の採用についての最低年齢を引き上げることなどについて定めている。	
性的搾取などから児童を保護するため、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに係る一定の行為の犯罪化、裁判権の設定、犯罪人引渡し、国際協力などについて定めている。	
難民の人権保障と難民問題解決のための国際協力を効果的にするため定められた国際条約で、「難民」の定義を定め、それに該当する者に対して、国内制度上の諸権利と保護を与えるべき旨を規定している。	
難民の地位に関する条約が、1951年1月1日前に生じた事象の結果として難民となった者のみに対して適用されるという制約を設けていたため、条約が採択された後新たな事象により生じた難民が条約の適用を受けられるよう規定している。	
売春及び買春を目的とした人身売買は、人としての尊厳及び価値に反するものであり、かつ、個人、家族及び社会の福祉をそこなうため、売春目的の人身売買や売春からの搾取などの禁止と処罰等を規定している。	
障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。	
国家機関や国の許可を得た個人又は集団が逮捕・拘禁・拉致などで個人の自由をはく奪する行為を強制失踪として禁止し、組織的で広範な強制的失踪は、人道に対する罪に相当すると規定している。	

10 人権関係の主な国内法（施行日順）

施行年月日	法 律 名
1947. 5. 3	日本国憲法
1948. 1. 1	児童福祉法
1950. 4. 1	身体障害者福祉法
1951. 5. 5	児童憲章
1965. 8. 11	同和対策審議会答申
1969. 7. 10	同和対策事業特別措置法
1970. 5. 21	心身障害者対策基本法
1982. 3. 31	地域改善対策特別措置法
1986. 4. 1	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)
1987. 4. 1	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
1989. 2. 17	後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（エイズ予防法）
1993. 12. 3	障害者基本法（「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改称）
1994. 9. 28	ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）
1995. 12. 16	高齢社会対策基本法
1996. 4. 1	らい予防法の廃止に関する法律
1997. 3. 25	人権擁護施策推進法（2002. 3. 25失効）
1997. 7. 1	アイヌ文化振興法（アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律）
1997. 7. 4	「人権教育のための国連10年」国内行動計画
1999. 4. 1	精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律
1999. 6. 23	男女共同参画社会基本法
1999. 11. 1	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
2000. 4. 1	介護保険法
2000. 4. 1	外国人登録法改正（指紋押捺全廃）
2000. 11. 1	犯罪被害者保護法（犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に附随する措置に関する法律）
2000. 11. 15	交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）
2000. 11. 20	児童虐待の防止等に関する法律
2000. 11. 24	ストーカー行為等の規制等に関する法律
2000. 12. 6	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

施行年月日	法 律 名
2001. 10. 13	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
2002. 3. 15	人権教育・啓発に関する基本計画
2002. 5. 27	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
2002. 8. 7	ホームレス自立支援法（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法）
2002. 10. 1	身体障害者補助犬法
2003. 1. 1	拉致被害者支援法（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律）
2003. 5. 30	個人情報保護に関する法律
2003. 7. 16	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律
2003. 9. 13	出会い系サイト被害防止に関する法律
2004. 6. 4	障害者基本法改正（差別禁止理念明文化 2007. 4. 1 施行）
2004. 7. 16	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律
2004. 12. 10	発達障害者支援法
2005. 4. 1	犯罪被害者等基本法
2006. 4. 1	障害者自立支援法
2006. 4. 1	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
2006. 4. 1	公益通報者保護法
2006. 10. 28	自殺対策基本法
2007. 6. 1	探偵業の業務の適正化に関する法律
2007. 7. 6	住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）
2008. 6. 6	アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議
2009. 1. 1	国籍法改正（出生後に日本人に認知されていれば、父母が結婚していない場合にも届出により日本国籍を取得可能に）
2009. 4. 1	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律
2012. 10. 1	障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律
2013. 4. 1	障害者自立支援法を障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に改正施行予定

平成 25 年（2013 年）3 月発行

編集・発行：長野市保健福祉部人権同和政策課

〒 380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

電話 026-224-5032（直通）

FAX 026-224-7547

E-mail jin-douwa@city.nagano.lg.jp

長野市ホームページ URL

<http://www.city.nagano.nagano.jp>



長野市